

第 3 章 地域の概況

第3章 地域の概況

既存資料の収集・整理により、地域特性を把握した。

既存資料の調査範囲は、「埼玉県環境影響評価条例」第4条第3項の環境に影響を及ぼす地域に関する基準に基づき、計画地周辺3kmとし、和光市、朝霞市、さいたま市、戸田市、板橋区、練馬区(以下、「関係市区」という。)を基本とした。

また、項目及び既存資料の内容により、必要に応じて対象範囲を拡大、または縮小した。

3.1 社会的状況

3.1.1 人口及び産業の状況

(1) 人口

関係市区の人口・世帯数の状況を表3.1.1-1に、人口の推移を図3.1.1-1に示す。

計画地が位置する和光市における令和3年10月1日現在の人口は83,665人であり、平成2年から令和3年まで増加傾向にある。関係市区の中で最も人口が多いのはさいたま市で、平成2年から令和3年まで大幅な増加傾向にあり、その他の市区でも概ね増加傾向となっている。

表 3.1.1-1 人口・世帯数の状況

市名	世帯数 (世帯数)	人口 (人)	人口密度 (人/km ²)
和光市	40,092	83,665	7,578.4
朝霞市	63,434	141,851	7,734.5
さいたま市	591,992	1,332,196	6,127.0
戸田市	65,372	141,367	7,771.7
板橋区	315,652	581,989	18,063.0
練馬区	376,586	751,396	15,628.0

注) 令和3年10月1日現在

出典: 「埼玉県推計人口」(埼玉県ホームページ)

「東京都の人口(推計)」(東京都ホームページ)

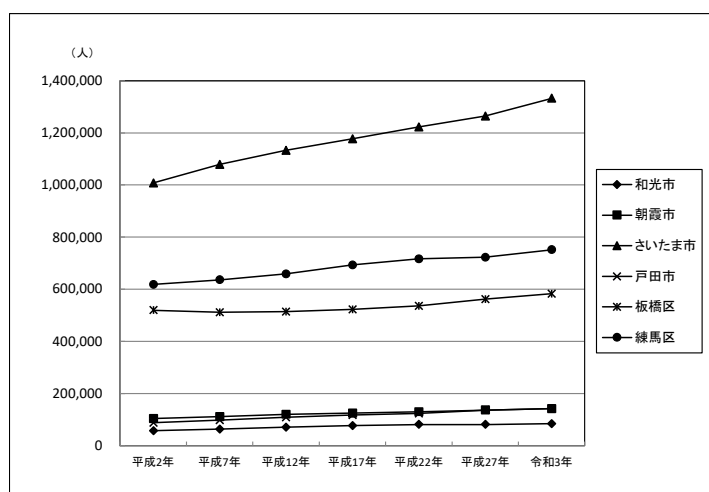


図 3.1.1-1 人口の推移

注) 1. 各年10月1日現在。

2. さいたま市は、平成12年以前は浦和市、大宮市、与野市、岩槻市を合算して算出している。

出典: 「令和2年(2020年)埼玉県統計年鑑」(令和3年3月、埼玉県総務部統計課)

「東京都統計年鑑 平成31年・令和元年」(令和3年3月、東京都総務部統計部)

「埼玉県推計人口」(埼玉県ホームページ)

「東京都の人口(推計)」(東京都ホームページ)

(2) 産 業

関係市区の産業別従業者数は、表 3.1.1-2 に示すとおりである。

和光市では「卸売業、小売業」が占める割合が最も高い。その他の関係市区では、朝霞市、さいたま市、練馬区では「卸売業、小売業」が占める割合が最も高く、戸田市では「製造業」が、板橋区では「医療、福祉」の占める割合が最も高くなっている。

表 3.1.1-2 産業分類別従業者数の状況

分 類	和光市		朝霞市		さいたま市		戸田市		板橋区		練馬区	
	従業者数 (人)	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)
農林、漁業	3	0.0	30	0.1	384	0.1	234	0.4	14	0.0	125	0.1
鉱業、採石業、 砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	1,684	6.2	2,654	6.5	34,382	6.7	3,520	5.4	10,359	5.3	15,552	9.0
製造業	1,893	7.0	6,519	15.9	39,588	7.8	13,408	20.7	24,275	12.4	6,240	3.6
電気・ガス・熱供給・ 水道業	79	0.3	1	0.0	609	0.1	114	0.2	213	0.1	264	0.2
情報通信業	150	0.6	243	0.6	10,214	2.0	218	0.3	2,718	1.4	3,697	2.1
運輸業、郵便業	1,686	6.2	3,611	8.8	28,589	5.6	11,531	17.8	15,625	8.0	11,564	6.7
卸売業、小売業	5,447	20.0	7,210	17.6	116,762	22.9	11,935	18.4	39,627	20.3	39,062	22.6
金融業、保険業	191	0.7	771	1.9	17,974	3.5	723	1.1	3,470	1.8	3,613	2.1
不動産業、物品賃貸 業	769	2.8	1,206	2.9	17,312	3.4	1,880	2.9	4,877	2.5	6,753	3.9
学術研究、専門・技 術サービス業	4,948	18.2	3,366	8.2	15,810	3.1	794	1.2	3,309	1.7	3,919	2.3
宿泊業、 飲食サービス業	2,493	9.2	3,933	9.6	48,979	9.6	4,112	6.3	16,223	8.3	18,757	10.9
生活関連サービス業、 娯楽業	1,007	3.7	1,897	4.6	23,773	4.7	2,252	3.5	8,521	4.4	9,195	5.3
教育、学習支援業	637	2.3	1,197	2.9	20,448	4.0	1,024	1.6	9,335	4.8	8,683	5.0
医療、福祉	3,505	12.9	5,296	12.9	61,888	12.1	7,441	11.5	45,025	23.1	33,922	19.7
複合サービス事業	1,268	4.7	66	0.2	4,838	0.9	95	0.1	1,112	0.6	1,153	0.7
サービス業(他に分類 されないもの)	1,456	5.3	2,923	7.1	67,900	13.3	5,632	8.7	10,366	5.3	9,978	5.8
非農林漁業 (公務を除く)	27,213	100.0	40,893	99.9	509,066	99.9	64,679	99.6	195,055	100.0	172,352	99.9
全産業(公務を除く)	27,216	100.0	40,923	100.0	509,450	100.0	64,913	100.0	195,069	100.0	172,477	100.0

注)平成 28 年 6 月 1 日現在

出典:「政府統計の総合窓口(e-Stat) 平成 28 年経済センサス-活動調査」(政府統計ポータルサイト)

3.1.2 土地利用の状況

(1) 地目別土地利用

関係市区の地目別土地利用面積は、表 3.1.2-1 に示すとおりである。

和光市の地目別土地面積は「宅地」が最も多く、全体の 73.9%を占めている。次いで、「畑」が 12.6%、「雑種地」が 12.4%となっている。その他の関係市区についてみると、「宅地」の割合が高くなっている。

表 3.1.2-1 地目別土地利用面積

市区名	地目 項目	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	合計
		面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)
和光市	面積 (ha)	0.3	94.0	550.1	-	7.1	-	92.5	744.0
	割合 (%)	0.0	12.6	73.9	-	1.0	-	12.4	100.0
朝霞市	面積 (ha)	27.8	182.2	733.7	1.5	28.9	-	5.0	252.8
	割合 (%)	2.3	14.8	59.6	0.1	2.3	0.4	20.5	100.0
さいたま市	面積 (ha)	1,961.7	2,473.3	8,587.7	44.6	387.6	107.3	2,806.6	16368.8
	割合 (%)	12.0	15.1	52.5	0.3	2.4	0.7	17.1	100.0
戸田市	面積 (ha)	0.6	9.9	803.7	2.0	1.2	12.9	627.3	1457.6
	割合 (%)	0.0	0.7	55.1	0.1	0.1	0.9	43.0	100.0
板橋区	面積 (ha)	-	13.6	1806.39	-	2.1	-	25.4	1,847.5
	割合 (%)	-	0.7	97.8	-	0.1	-	1.4	100.0
練馬区	面積 (ha)	-	187.9	3,101.8	-	3.0	-	56.1	3,099.3
	割合 (%)	0.0	6.1	92.0	0.0	0.1	0.0	1.8	100.0

注) 1. 令和 3 年 1 月 1 日現在

2. 合計は、各地目別面積の和を記載した。

3. 数値は四捨五入のため合計と一致しない場合がある。

出典: 「令和 3 年(2021 年)埼玉県統計年鑑」(令和 4 年 3 月、埼玉県総務部統計課)

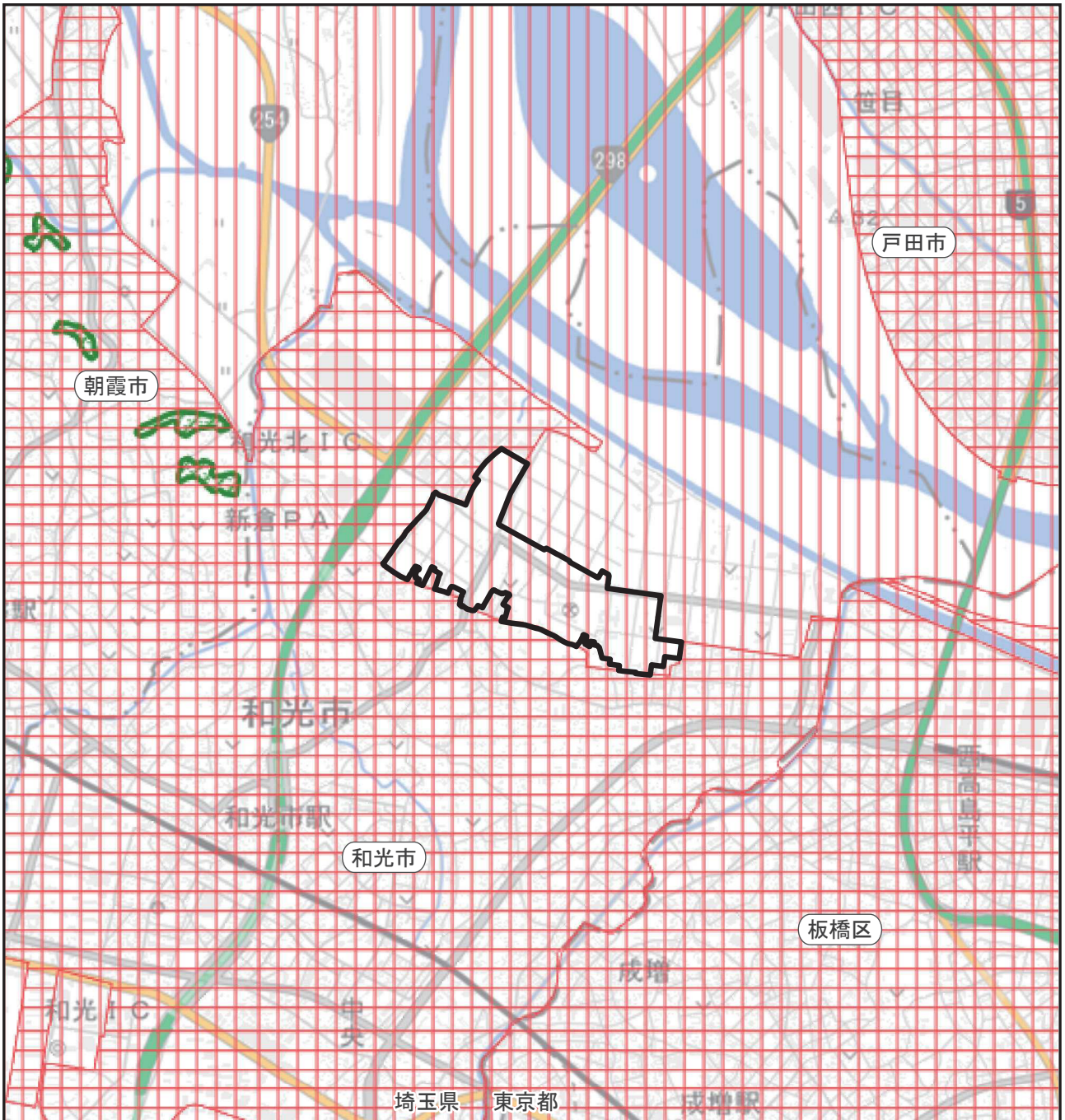
「東京都統計年鑑 令和 2 年」(令和 4 年 4 月、東京都総務部統計部)

(2) 土地利用計画の状況







計画地及び周辺地域の土地利用計画図は、図 3.1.2-1 に示すとおりである。

計画地及び計画地北側には市街化調整区域が広がっているが、その他の周辺地域は概ね市街化区域である。

計画地及び周辺地域の都市計画図は図 3.1.2-2 に示すとおりであり、計画地は市街化調整区域に指定されている。



凡例

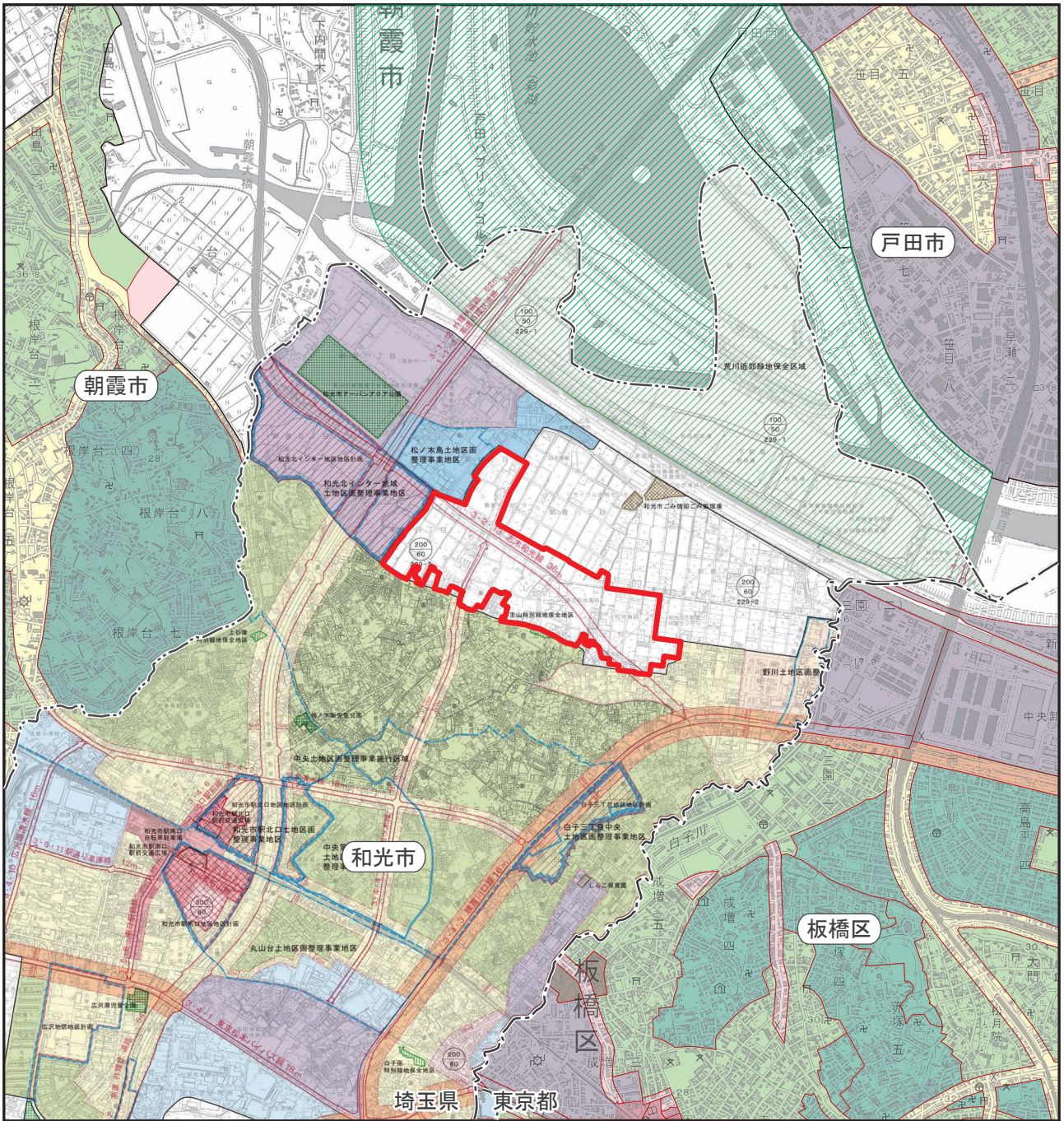
-  : 計画地
-  : 都市地域
-  : 市街化区域
-  : 市街化調整区域
-  : 森林地域
-  : 地域森林計画対象民有林











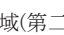


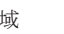






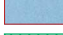
1 : 25,000

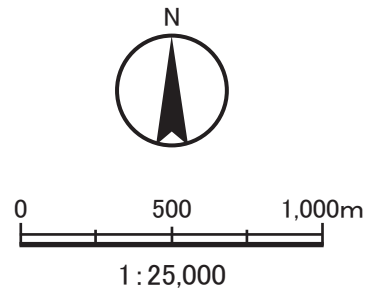
出典:「土地利用調整総合支援ネットワークシステム(LUCKY)」(国土交通省国土政策局総合計画課)

図3.1.2-1 土地利用基本計画図



凡例

- | | | | | | |
|---|----------------|---|------------|---|--------------------|
|  | : 計画地 |  | : 都県界 |  | : 市町界 |
|  | : 市街化調整区域 |  | : 近隣商業地域 |  | : 準工業地域(第二種特別工業地域) |
|  | : 第一種低層住居専用地域 |  | : 準工業地域 |  | : 商業地域 |
|  | : 第一種中高層住居専用地域 |  | : 工業地域 |  | : 工業専用地域 |
|  | : 第一種住居地域 |  | : 工業専用地域 |  | : 近郊緑地保全地域 |
|  | : 第二種住居地域 |  | : 工業専用地域 | | |
|  | : 準住居地域 |  | : 近郊緑地保全地域 | | |



出典:「和光都市計画図」(令和2年3月、和光市)
「いいただマップ 戸田市都市計画情報」(令和2年2月、戸田市ホームページ)
「朝霞市都市計画図」(令和元年6月、朝霞市)
「板橋区用途地域図」(令和3年7月、板橋区)
「練馬区都市計画図(用途地域等)」(令和4年4月、練馬区)

図3.1.2-2 都市計画図

3.1.3 河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用状況

(1) 河川・湖沼の分布

計画地及び周辺地域の河川・湖沼の分布状況は、図 3.1.3-1 に示すとおりである。

計画地周辺には、計画地北側から東方向にかけて一級河川である荒川と新河岸川が東西に流れており、その北側には荒川第一調節池の貯水池である彩湖が位置している。また、計画地の西側では新河岸川の支流である越戸川と谷中川が合流し、東側では白子川が新河岸川に合流している。

(2) 上水道

関係市区における上水道の状況は、表 3.1.3-1 に示すとおりである。関係市区の上水道普及率は、すべて 100.0%となっている。

また、計画地周辺の浄水場の位置は、図 3.1.3-1 に示すとおりである。計画地の東側に利根川及び荒川の水を秋ヶ瀬取水堰から取水する東京都水道局の三園浄水場がある。

表 3.1.3-1 上水道の状況(令和 2 年度)

市区名	行政区域内 総人口 (人)	計画給水人口 (人)	現在給水人口 (人)	普及率 (%)
和光市	83,547	85,000	83,545	100.0
朝霞市	141,375	146,500	141,375	100.0
さいたま市	1,329,243	1,330,000	1,327,914	100.0
戸田市	141,085	145,600	141,085	100.0
板橋区	582,369	-	582,369	100.0
練馬区	743,634	-	743,634	100.0

出典:「埼玉県の水道 令和 3 年度版(令和 2 年度水道統計調査資料)」(令和 4 年 3 月、埼玉県保健医療部生活衛生課)

「東京都の水道 令和 3 年版」(令和 4 年 3 月、東京都福祉保健局健康安全部)

(3) 農業用水

計画地及び周辺地域には、主に計画地北側に集団優良農地を保全するために整備されたアグリパーク等の農地が分布するが、計画地周辺河川からの取水は認められない。

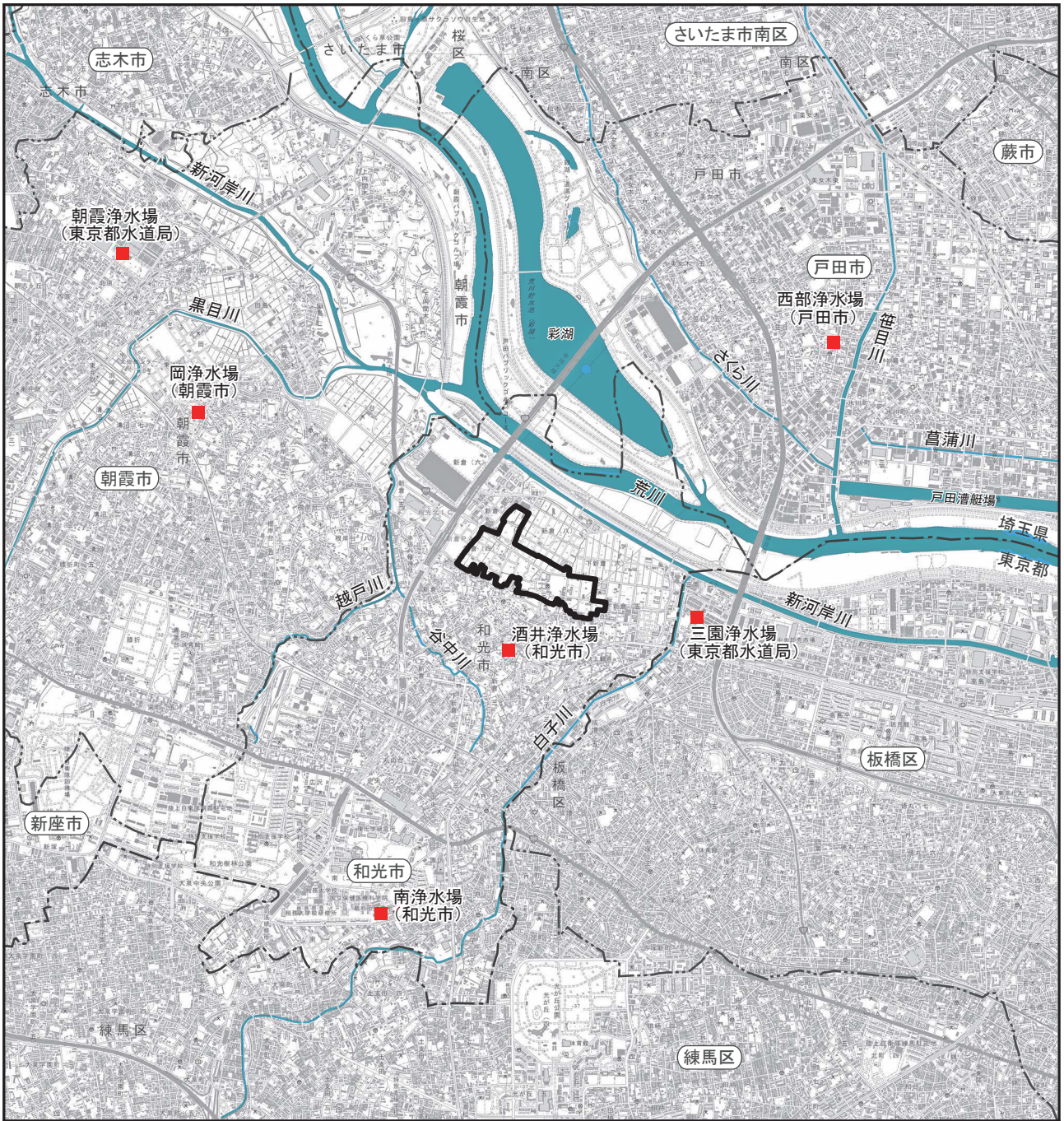
(4) 内水面漁業

計画地周辺を流れる河川については、荒川を始めとして新河岸川、白子川等で漁場の区域を設定して漁業権が設定されている。計画地周辺における漁業権の内容は、表 3.1.3-2 に示すとおりである。






表 3.1.3-2 計画地周辺の漁業権の内容

免許番号	漁場の区域	管轄漁協	魚種
共第 2 号	荒川[上流から笹目橋まで(荒川第一調整池を除く)]、新河岸川(上流から白子川合流点まで)、白子川、越戸川、谷中川、黒目川、菖蒲川、笹目川	埼玉南部 武蔵	あゆ、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、わかさぎ、なまず
共第 7 号	荒川[笹目橋から下流]	埼玉南部・東京東部の共同 管理	こい、ふな、うなぎ、なまず

出典:「埼玉の水産/漁業権漁場・魚種一覧、埼玉県共第 2 号・共第 7 号第五種共同漁業権漁場」(埼玉県ホームページ)



凡例

-  : 計画地
-  : 都県界
-  : 市町界
-  : 河川、湖沼
-  : 浄水場

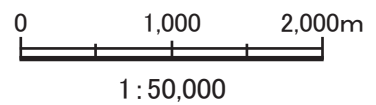


図3.1.3-1 水系の状況

(5) 地下水の利用状況

計画地及び周辺地域における地下水採取量の推移は、表 3.1.3-3～4 に示すとおりである。

計画地が位置する和光市は、埼玉県の西部地域に含まれている。西部地域における地下水の用途は水道用が最も多く、次いで工業用、建築物用となっている。令和 2 年の採取量の合計は前年と比較すると、埼玉県の各地域においてはいずれも増加、東京都の各区においてはいずれも減少している。

表 3.1.3-3 地下水採取量の推移(埼玉県)

単位: m³/日

地域名	用途	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
西部地域	水道用	107,100	111,500	114,100	107,100	116,200
	建築物用	10,500	9,500	10,900	10,700	11,100
	工業用	40,600	33,600	37,300	34,200	34,900
	計	158,200	154,600	162,300	152,000	162,200
中央部地域	水道用	126,400	133,400	135,700	115,800	133,600
	建築物用	5,100	5,000	4,500	4,600	4,400
	工業用	22,700	24,300	22,900	22,000	21,100
	計	154,200	162,700	163,100	142,400	159,100

注) 西部地域: 和光市、朝霞市、新座市、志木市、富士見市、ふじみ野市(旧上福岡市)、ふじみ野市(旧大井町)、所沢市、入間市、狭山市、飯能市、川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、三芳町、毛呂山町、越生町

中央部地域: 川口市、蕨市、戸田市、さいたま市、蓮田市、上尾市、桶川市、北本市、鴻巣市(旧鴻巣市)、鴻巣市(旧吹上町)、白岡市、伊奈町

出典: 「令和 3 年版埼玉県環境白書」(令和 3 年 12 月、埼玉県環境部環境政策課)

表 3.1.3-4 地下水採取量の推移(東京都)

単位: m³/日

区名	用途	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
板橋区	上水道	0	0	0	0	0
	特定工場等	1,544	1,522	1,552	1,517	1,441
	その他	77	82	53	56	54
	計	1,621	1,604	1,605	1,573	1,495
練馬区	上水道	0	0	0	0	0
	特定工場等	3,481	3,370	3,106	2,968	2,621
	その他	4,565	4,287	3,162	2,884	2,898
	計	8,046	7,657	6,268	5,852	5,519

出典: 「令和 2 年都内の地下水揚水の実態(地下水揚水量調査報告書)」
(令和 4 年 3 月、東京都環境局)

3.1.4 交通の状況

(1) 主要交通網

計画地及び周辺地域における交通網の状況は、図 3.1.4-1 に示すとおりである。

計画地西側には東京外環自動車道及び一般国道 298 号が、東側には首都高速 5 号池袋線及び一般国道 17 号(新大宮バイパス)が南北に通っており、東京外環自動車道の和光北インターチェンジ及び一般国道 254 号バイパスと一般国道 298 号の交差点が計画地西側約 200m に位置している。

鉄道の路線としては、計画地南側約 1.3km 付近を走る東武東上線が計画地北西側約 3.5km で JR 武蔵野線と接続、計画地東側約 1km には都営三田線の終点である西高島平駅が位置している。

(2) 自動車交通量

計画地周辺の自動車交通量は表 3.1.4-1 に、自動車交通量調査地点は図 3.1.4-2 に示すとおりである。

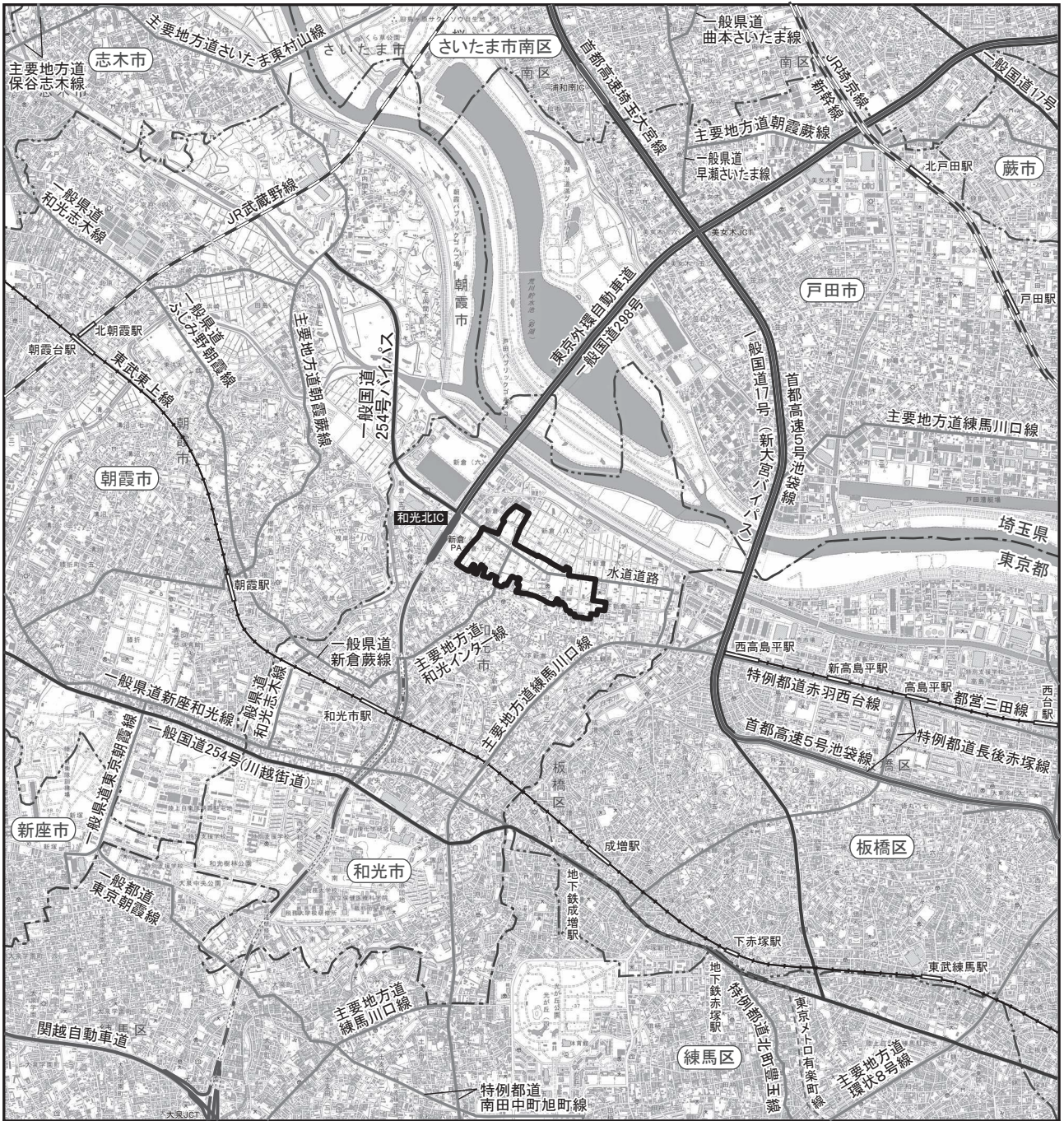
交通量が最も多いのは、計画地北西側に位置する東京外環自動車道で、和光北 IC～戸田西 IC 間の昼間 12 時間自動車類交通量が合計 64,563 台、24 時間自動車類交通量が合計 93,065 台である。

表 3.1.4-1 自動車交通量(平成 27 年度)










路線名	観測地点番号	観測地点	昼間 12 時間自動車類交通量			24 時間自動車類交通量		
			小型車(台)	大型車(台)	合計(台)	小型車(台)	大型車(台)	合計(台)
東京外環自動車道	120	大泉 JCT～和光 IC	40,863	14,864	55,727	56,313	22,918	79,231
東京外環自動車道	130	和光 IC～和光北 IC	44,819	16,783	61,602	62,303	26,132	88,435
東京外環自動車道	140	和光北 IC～戸田西 IC	47,032	17,531	64,563	65,664	27,401	93,065
首都高速 5 号池袋線	5720	戸田南出入口～高島平出入口	38,333	6,966	45,299	58,086	12,395	70,481
一般国道 17 号(新大宮バイパス)	12010	戸田市早瀬 1 丁目 24 番地先	31,577	14,661	46,238	46,466	21,965	68,431
一般国道 17 号(新大宮バイパス)	16120	板橋区三園 2-14	<i>31,881</i>	<i>12,833</i>	<i>44,714</i>	<i>46,626</i>	<i>19,998</i>	<i>66,624</i>
一般国道 298 号	18010	和光市新倉 6 丁目 1 番地 1 先(幸魂大橋上)	13,275	5,833	19,108	18,857	7,693	26,550
主要地方道練馬川口線	42270	和光市白子 4 丁目 1 番地先	21,166	10,136	31,302	31,807	13,894	45,701
主要地方道和光インター線	43000	和光市新倉 2-2-39	4,192	789	4,981	5,388	988	6,376
一般県道和光志木線	60250	朝霞市仲町 2 丁目 10 番地 14 先	8,897	796	9,693	11,597	1,295	12,892
一般県道新倉蔵線	61910	和光市新倉 1-10-85	7,223	972	8,195	9,377	1,358	10,735

注)斜体で示した交通量は推定値を表す。

出典:「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査箇所別基本表」(国土交通省道路局ホームページ)



凡例

- | | | | |
|---|----------------------------|---|-----------|
|  | : 計画地 |  | : 鉄道(JR線) |
|  | : 都県界 |  | : 鉄道(私鉄) |
|  | : 市町界 |  | : 地下鉄 |
|  | : 高速道路 | | |
|  | : 一般国道 | | |
|  | : 主要地方道、一般県道、
一般都道、特例都道 | | |

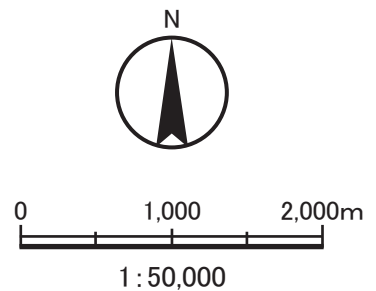
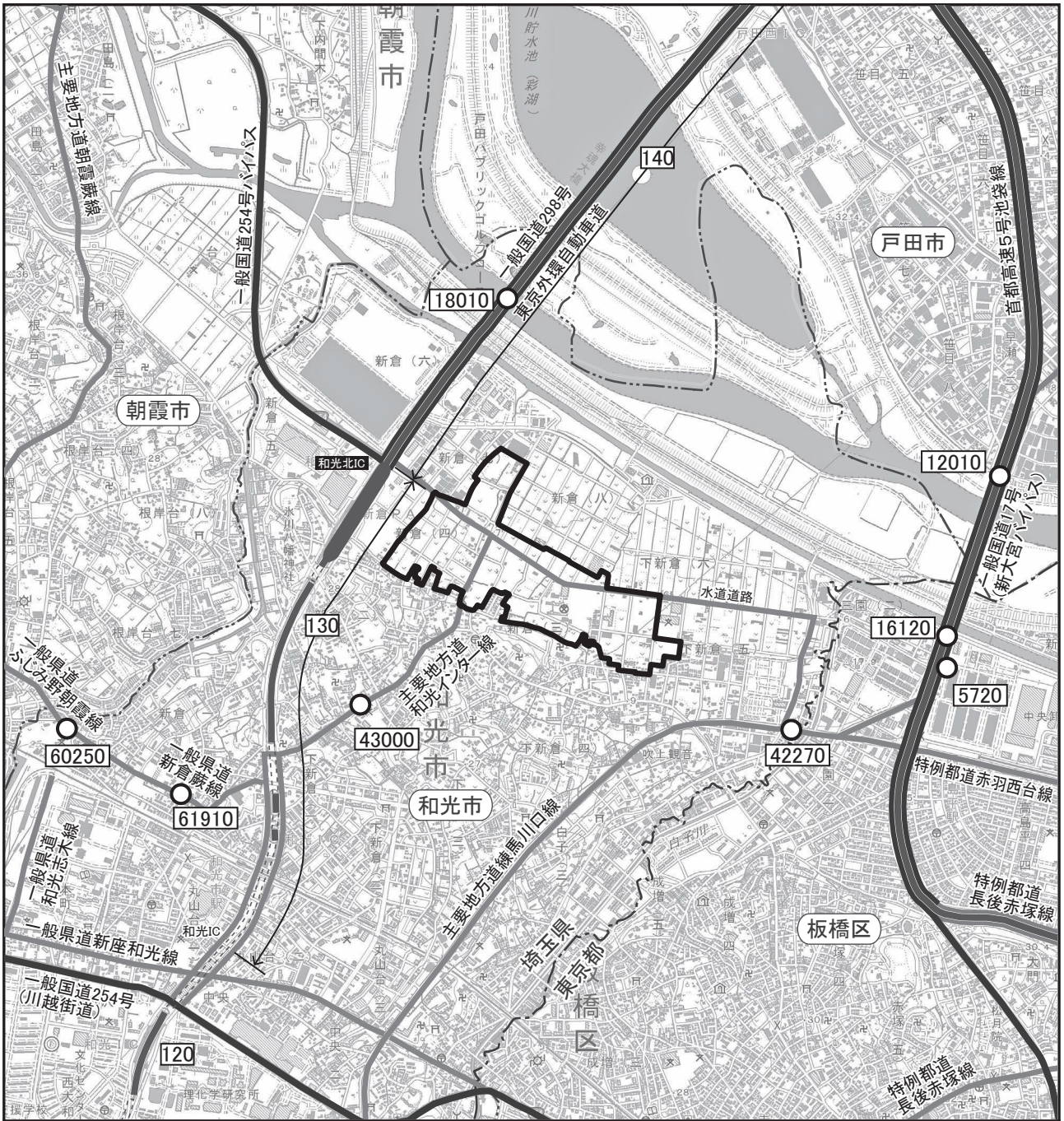
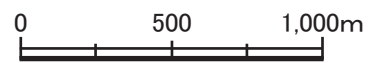


図3.1.4-1 交通網図



凡例

- : 計画地
- : 都県界
- : 市町界
- : 高速道路
- : 一般国道
- : 主要地方道、一般県道、特例都道
- : 交通量観測地点



1 : 25,000

注) 図中の 内の数字は、表3.1.4-1の観測地点番号と対応している。

出典: 「平成27年度道路交通センサス 一般交通量調査箇所別基本表」(国土交通省道路局ホームページ)
「平成27年度一般交通量図(平日)」(埼玉県ホームページ)

図3.1.4-2 交通量調査地点図

3.1.5 学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況

(1) 環境保全についての配慮が必要な施設

計画地及び周辺地域における環境保全についての配慮が特に必要な施設の分布状況は、表 3.1.5-1～3 及び図 3.1.5-1 に示すとおりである。計画地内において環境保全についての配慮が特に必要な施設としては、「埼玉県立和光高等学校」、「和光病院」が位置しており、計画地東側には隣接して「下新倉小学校」が位置している。

表 3.1.5-1 環境保全についての配慮が特に必要な施設(教育)

市区名	内容	施設名	所在地
和光市	幼稚園	新倉幼稚園	和光市下新倉 2-45-5
		やまと幼稚園	和光市白子 3-12-1
		小羊幼稚園	和光市本町 15-16
	小学校	白子小学校	和光市白子 3-2-10
		新倉小学校	和光市新倉 2-2-39
		第三小学校	和光市中央 1-1-4
		広沢小学校	和光市広沢 1-5
		北原小学校	和光市新倉 1-5-27
		本町小学校	和光市本町 31-17
		下新倉小学校	和光市下新倉 5-21-1
	中学校	大和中学校	和光市丸山台 2-8-8
		第二中学校	和光市広沢 1-4
高等学校	埼玉県立和光高等学校	和光市下新倉 3-22-1	
朝霞市	幼稚園	あさか台幼稚園	朝霞市根岸台 7-2-6
		根岸幼稚園	朝霞市根岸台 4-8-38
	小学校	朝霞第二小学校	朝霞市岡 3-16-13
		朝霞第九小学校	朝霞市大字台 295
戸田市	幼稚園	ささめ幼稚園	戸田市笹目 6-5-24
	小学校	笹目小学校	戸田市笹目 6-9-1
板橋区	幼稚園	みその幼稚園	板橋区三園 1-30-1
		成増幼稚園	板橋区成増 4-30-14
		松月院幼稚園	板橋区赤塚 8-4-9
		三園小学校	板橋区三園 1-24-1
	小学校	高島第三小学校	板橋区高島平 4-21-1
		成増ヶ丘小学校	板橋区成増 3-17-7
		赤塚第二中学校	板橋区成増 3-18-1
	中学校	赤塚第三中学校	板橋区赤塚 7-27-15
		その他	成増高等看護学校

出典:「施設から探す(市内公共施設一覧)」(和光市ホームページ)
「地図で探す」(朝霞市ホームページ)
「市内小・中学校、幼稚園」(戸田市ホームページ)
「どこナビいたばし」(板橋区ホームページ)
「令和5年度版 板橋区幼稚園・保育園マップ」(板橋区ホームページ)

表 3.1.5-2 環境保全についての配慮が特に必要な施設(医療)

市区名	内容	施設名	所在地
和光市	病院	医療法人社団翠会和光病院	和光市下新倉 5-19-7
板橋区	病院	成増厚生病院	板橋区三園 1-19-1
		慈誠会成増病院	板橋区成増 3-39-5

出典:「病院・救急診療所名簿(令和2年4月1日現在)」(埼玉県ホームページ)
「東京都医療機関案内サービス」(東京都ホームページ)

表 3.1.5-3(1) 環境保全についての配慮が特に必要な施設(福祉)

市区名	内容	施設名	所在地	
和光市	老人福祉施設等	介護老人保健施設特別養護老人ホーム等	福祉の里、桜の里 和光市新倉 8-23-1	
		老人福祉センター等	新倉高齢者福祉センター歩楽里 和光市新倉 1-20-39	
		グループホーム等	ホーム下新倉	和光市下新倉 5-13-11
			わここの丘	和光市下新倉 3-7-7
			愛の家グループホーム和光中央	和光市中央 2-5-84
		サービス付高齢者住宅等	オアシス和光	和光市新倉 2-5-49
	有料老人ホーム	アミカの郷和光	和光市下新倉 2-38-15	
	障害者・障害児施設等	障害者生活介護施設	さつき苑	和光市下新倉 1-3-5
		共生型福祉施設	ひかりのさと	和光市丸山台 2-20-15
		グループホーム	ぼこの家「どんぐり」	和光市下新倉 3-22-36 ウォールデンヒルズⅡ
			ぼこの家「オリーブ」	和光市白子 3-4-41
		児童発達支援・放課後等デイサービス等	ぼこの実	和光市下新倉 2-1-27
			ぼこの和	和光市下新倉 3-20-48 オークヒルズ' 101
			まはろ和光	和光市本町 21-19 第一大熊ハイム1階
			OHANA KIDS 和光「たけのこクラブ」	和光市新倉 1-14-66
			いるかの家	和光市本町 1-14 鈴木ビル 3階
			白子ほのぼの	和光市白子 3-26-3
			こころーる	和光市下新倉 3-24-20
		児童福祉施設等	保育園	あすの木保育園
	しらこ保育園			和光市白子 3-29-10
	にいくら保育園			和光市新倉 1-36-2
	ひろさわ保育園			和光市広沢 1-2
	ほんちょう保育園			和光市本町 31-18
	和光駅前保育園			和光市新倉 1-2-67 和光駅前ビル 2F
	里仁育舎			和光市下新倉 2-34-36
	ゆめの木保育園			和光市白子 2-14-62
	ハレルヤ保育園			和光市新倉 5-9-92
	下新倉みどり保育園			和光市下新倉 5-13-10
	キッズエイド吹上保育園			和光市白子 3-15-25
キッズエイド和光保育園	和光市本町 31-6 CIハイツ内			
和光プライムスター保育園	和光市下新倉 1-5-15			
下新倉プライムスター保育園	和光市下新倉 1-5-16			
和光どろんこ保育園	和光市新倉 2-4-53			

出典:「社会福祉施設等一覧 施設別一覧」(埼玉県ホームページ)
「障害福祉サービス事業所一覧」(和光市ホームページ)
「保育園一覧」(和光市ホームページ)
「施設から探す(市内公共施設一覧)」(和光市ホームページ)

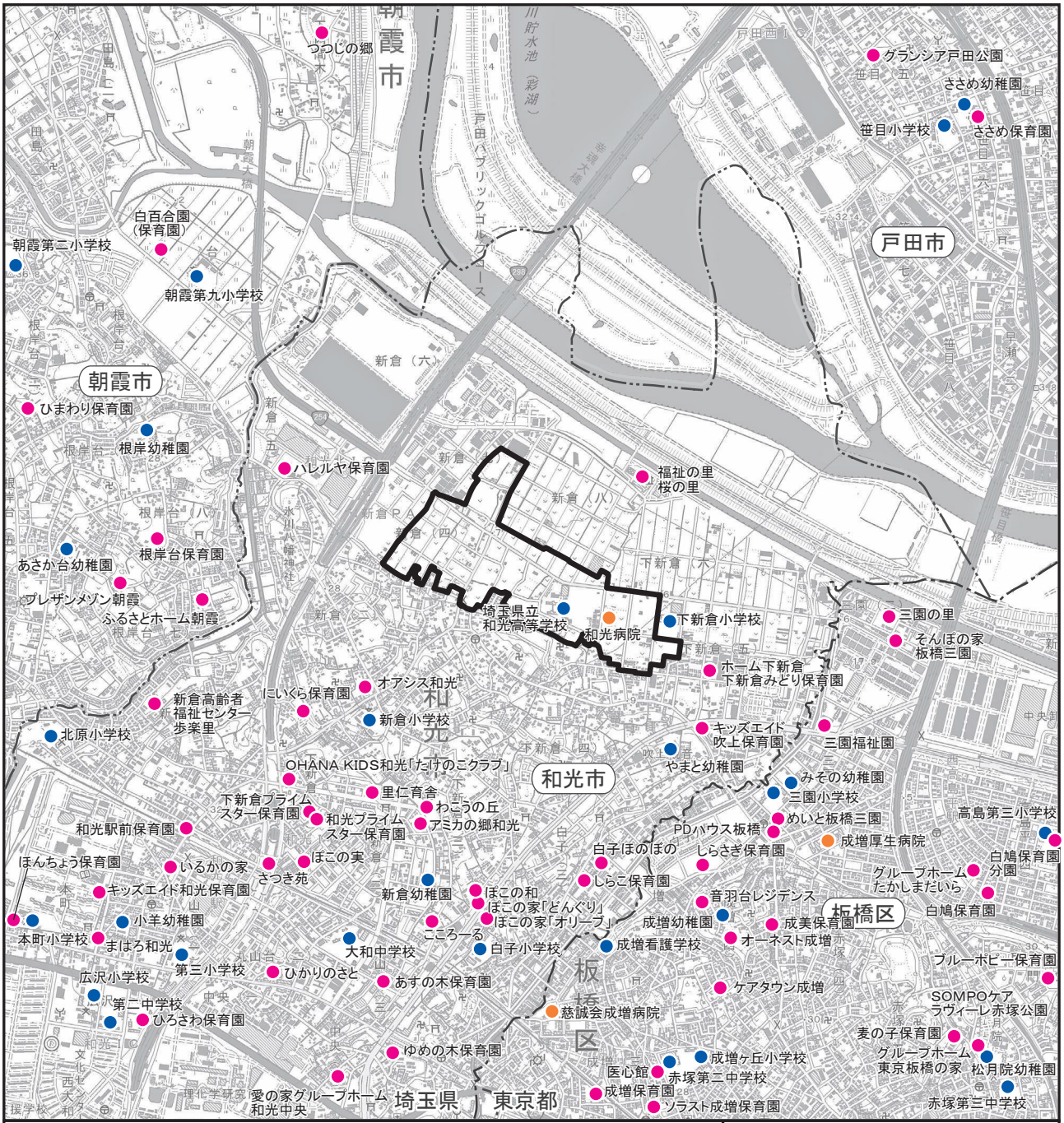
表 3.1.5-3(2) 環境保全についての配慮が特に必要な施設(福祉)

市区名	内容		施設名	所在地
朝霞市	老人福祉施設等	有料老人ホーム	ふるさとホーム朝霞	朝霞市根岸台 7-42-18
			プレザンメゾン朝霞	朝霞市根岸台 7-48-7
		介護老人保健施設	つつじの郷	朝霞市下内間木 1363-1
	児童福祉施設等	保育園	根岸台保育園	朝霞市根岸台 8-2-41
			ひまわり保育園	朝霞市根岸台 2-2-6
白百合園			朝霞市大字根岸 257-1	
戸田市	老人福祉施設等	有料老人ホーム	グランシア戸田公園	戸田市笹目 5-19-4
	児童福祉施設等	保育園	ささめ保育園	戸田市笹目 6-1-5
板橋区	老人福祉施設等	特別養護老人ホーム	三園の里	板橋区三園 2-15-22
			音羽台レジデンス	板橋区成増 4-33-1
			ケアタウン成増	板橋区成増 4-14-18
			オーネスト成増	板橋区成増 4-29-7
		有料老人ホーム	めいと板橋三園	板橋区三園 1-25-8
			そんぼの家 板橋三園	板橋区三園 2-12-14
			SOMPO ケア ラヴィーレ赤塚公園	板橋区大門 7-5
			ライフパートナー板橋	板橋区三園 1-27-15
			医心館成増	板橋区成増 3-19-19
			PD ハウス板橋	板橋区三園 1-21
	認知症高齢者グループホーム	グループホーム東京板橋の家	板橋区赤塚 8-4-16	
		グループホームたかしまだいら	板橋区高島平 5-31-8	
	障害者施設等	障害者生活介護施設	三園福祉園	板橋区三園 2-9-16
	児童福祉施設等	保育園	白鳩保育園	板橋区高島平 5-34-7
			白鳩保育園 分園	板橋区高島平 4-21-1
			しらさぎ保育園	板橋区成増 5-19-40
成美保育園			板橋区成増 4-28-16	
成増保育園			板橋区成増 2-24-7	
ソラスト成増保育園			板橋区成増 3-13-1 アリエスビル 1F	
麦の子保育園			板橋区赤塚 5-16-27	
ブルーポピー保育園			板橋区大門 8-5	

出典:「社会福祉施設等一覧 施設別一覧」(埼玉県ホームページ)
「東京都福祉保健局 高齢者施設」(東京都福祉保健局ホームページ)
「令和5年度版 板橋区幼稚園・保育園マップ」(板橋区ホームページ)

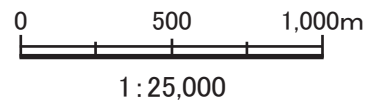
(2) 住宅の分布状況

計画地及び周辺地域においては、計画地南側に広がる第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域に住宅が広く分布している(図 3.1.2-2 用途地域図参照)。



凡例

- : 計画地
- : 教育施設
- : 都県界
- : 医療施設
- : 市町界
- : 福祉施設



出典:「和光市ガイドマップ」(和光市ホームページ)
 「地図で探す」(朝霞市ホームページ)
 「いいとだマップ」(戸田市ホームページ)
 「どこナビいたばし」(板橋区ホームページ)
 「社会福祉施設等一覧 施設別一覧」(埼玉県ホームページ)
 「東京都福祉保健局 高齢者 施設案内」(東京都福祉保健局ホームページ)
 「障害福祉サービス事業所一覧」(和光市ホームページ)
 「令和5年度版 板橋区幼稚園・保育園マップ」(板橋区ホームページ)

図3.1.5-1 環境保全についての配慮が特に必要な施設

3.1.6 下水道、し尿処理及びごみ処理施設の整備の状況

(1) 下水道

関係市区における公共下水道整備状況は、表 3.1.6-1 に示すとおりである。

計画地が位置する和光市は、荒川右岸流域下水道処理区の計画処理区域に含まれており、和光市の下水道普及率は 97.1% である。

計画地周辺には、計画地北西側に荒川右岸流域下水道の施設である新河岸川水循環センター、荒川を隔てた北東側に荒川左岸南部流域下水道の施設である荒川水循環センターが位置している。施設の位置は、図 3.1.6-1 に示すとおりである。

表 3.1.6-1 公共下水道整備状況(令和 3 年度)

市区名	区 分	行政人口	処理人口	普及率
		(人) A	(人) B	(%) B/A
和光市	荒川右岸流域下水道	83,199	80,901	97.2
朝霞市	荒川右岸流域下水道	143,926	140,780	97.8
さいたま市	荒川左岸南部流域下水道	1,179,091	1,146,206	97.2
	中川流域下水道	130,908	102,942	78.6
	単独公共下水道	南部	11,371	11,371
下水道区域外		13,605	0	0.0
戸田市	荒川左岸南部流域下水道	141,206	134,395	95.2
板橋区	隅田川流域下水道	567,091	567,091	100.0
練馬区	隅田川流域下水道	738,131	738,131	100.0

注) 行政人口は、令和 4 年 3 月末日又は 4 月 1 日現在の住民基本台帳人口である。

出典:「公共下水道整備状況一覧表」(埼玉県ホームページ)

「23 区の公共下水道の普及状況」(東京都下水道局ホームページ)

(2) し尿処理

関係市区における令和元年度のし尿処理量は表 3.1.6-2 に、和光市のし尿処理を行っている朝霞地区一部事務組合のし尿処理量の推移は表 3.1.6-3 に示すとおりである。

和光市では、令和 2 年度は年間 2,143kL の汲み取りし尿及び浄化槽汚泥を処理している。

朝霞地区一部事務組合は、朝霞市、志木市、和光市、新座市で組織され、し尿の収集、運搬及び処理に関する事務を共同で処理している。し尿処理量は平成 29 年度以降、減少傾向となっている。

計画地周辺には、計画地北西側に朝霞地区一部事務組合し尿処理場が位置している。施設の位置は、図 3.1.6-1 に示すとおりである。

表 3.1.6-2 関係市区のし尿処理量(令和 2 年度)

市区名	汲み取り		浄化槽		処理量合計 (kL)
	非水洗化人口 (人)	し尿年間処理 量(kL)	浄化槽人口 (人)	汚泥年間処理 量(kL)	
和光市	95	341	2,809	1,802	2,143
朝霞市	188	500	3,125	2,657	3,157
さいたま市	3,249	7,324	102,129	42,390	49,714
戸田市	189	258	12,133	5,417	5,675

注) 板橋区及び練馬区は下水道普及率が 100% であるため記載していない。

出典:「一般廃棄物処理事業の概況～令和 2 年度実績～」(令和 4 年 6 月、埼玉県環境部資源循環推進課)

表 3.1.6-3 朝霞地区一部事務組合のし尿処理量(組合市合計)の推移

年度	し尿処理人口	し尿処理量	日平均処理量(kL/日)
	(人)	(kL)	
平成 29 年度	21,784	11,887	32.5
平成 30 年度	21,102	11,493	31.5
令和元年度	20,629	10,761	29.5
令和 2 年度	16,406	10,121	27.8
令和 3 年度	14,448	10,018	27.4

注)し尿処理人口は、各年 4 月 1 日現在の人口である。

出典:「朝霞地区一部事務組合 し尿処理人口・処理量の推移(過去 5 年間)」

(令和 4 年 9 月、朝霞地区一部事務組合ホームページ)

(3)ごみ処理

関係市区におけるごみ処理量は表 3.1.6-4~5 に、計画地が位置する和光市のごみ収集及び資源回収状況の推移は表 3.1.6-6 に示すとおりである。

和光市における令和 2 年度のごみ搬入量、資源搬入量及びリサイクル活動団体資源回収量の合計は 23,769t であり、近年減少傾向にあったが、令和元年度から増加している。

計画地周辺には、計画地の北側約 400m に和光市のごみ処理施設である和光市清掃センターが位置している。施設の位置は図 3.1.6-1 に示すとおりである。

表 3.1.6-4 関係市区のごみ処理量(埼玉県:令和 2 年度)

市区名	計画収集人口(人)	搬入量			集団回収量(t)	総合計(t)
		生活系(t)	事業系(t)	合計(t)		
和光市	84,248	19,523	3,581	23,104	747	23,851
朝霞市	143,063	31,016	6,808	37,824	1,302	39,126
さいたま市	1,323,100	307,290	100,797	408,087	10,002	418,089
戸田市	140,756	31,632	14,817	46,449	0	46,449

出典:「一般廃棄物処理事業の概況～令和 2 年度実績～」(令和 4 年 6 月、埼玉県環境部資源循環推進課)

表 3.1.6-5 関係市区のごみ処理量(東京都:令和 3 年度)

市区名	人口(人)	ごみ処理量				合計(t)
		可燃(t)	不燃(t)	粗大(t)	持込(t)	
板橋区	568,457	100,101.55	-	4,191.86	534.64	104,828.05
練馬区	739,679	118,379.41	4,675.88	5,582.53	1,299.10	129,936.92

備考)人口は、令和 3 年 10 月 1 日現在のものである。

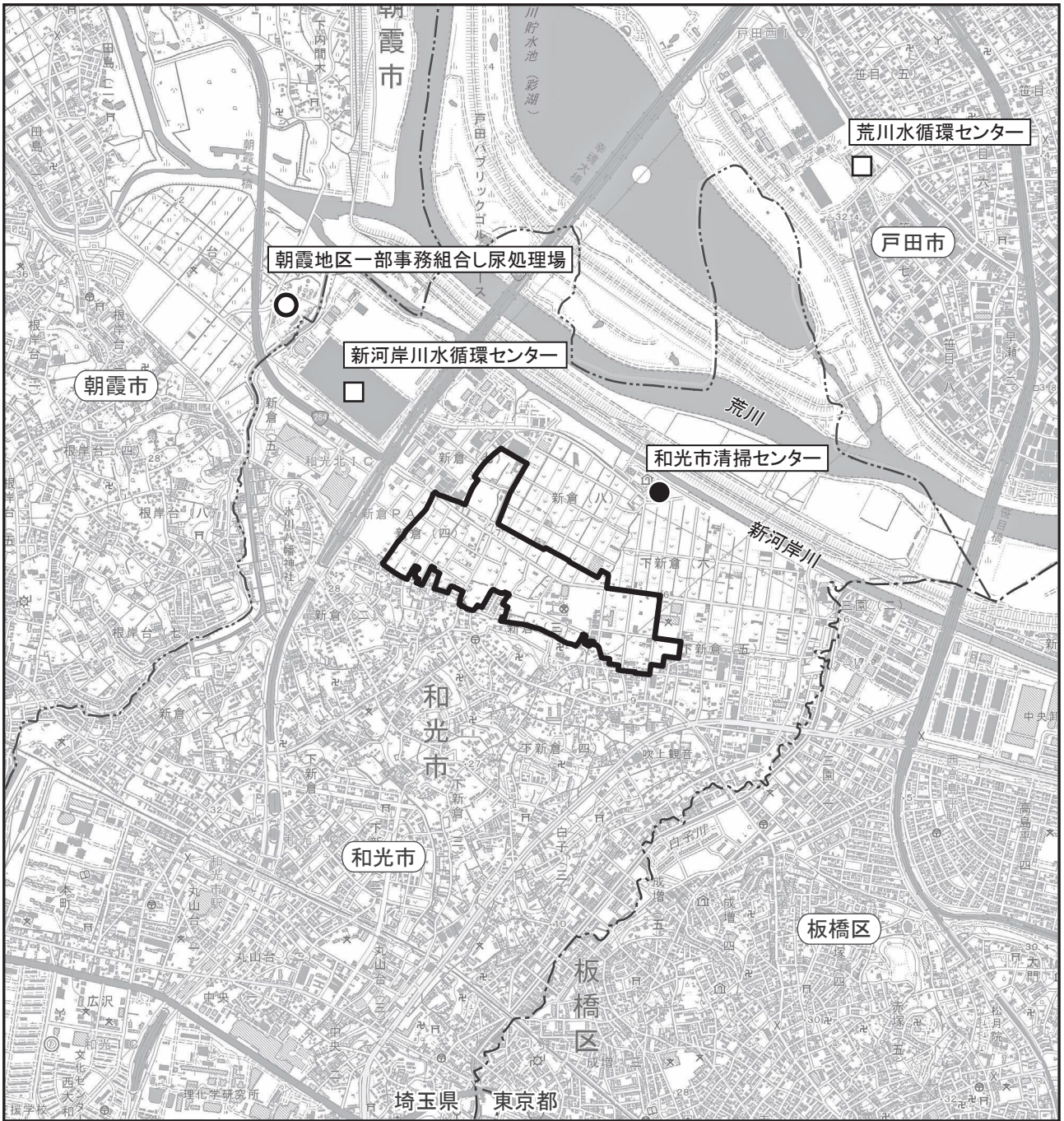
出典:「清掃事業年報(東京 23 区)令和 3 年度」(令和 4 年 9 月、東京二十三区清掃一部事務組合)

表 3.1.6-6 和光市のごみ収集及び資源回収状況の推移



単位:t

年度	ごみ搬入量			資源搬入量						リサイクル活動団体資源回収量	合計
	燃やすごみ	その他ごみ	粗大ごみ	ペットボトル	プラスチック	びん	かん	紙・布類	計		
平成 28 年度	16,643	733	882	240	817	506	117	1,450	3,130	1,070	22,458
平成 29 年度	16,837	720	930	235	630	601	252	1,449	3,166	976	22,629
平成 30 年度	16,780	708	909	264	786	476	135	1,339	3,000	904	22,301
令和元年度	17,383	743	963	270	787	471	136	1,378	3,042	874	23,005
令和 2 年度	17,809	804	1020	297	840	532	155	1,566	3,390	746	23,769

出典:「統計わこう(令和 3 年度版)」(令和 4 年 7 月、和光市情報推進課ホームページ)



凡例

-  : 計画地
-  : 都県界
-  : 市町界
-  : 下水処理施設
-  : し尿処理施設
-  : ごみ処理施設

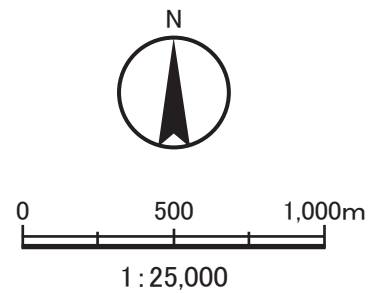


図3.1.6-1 下水処理施設、し尿処理施設及びごみ処理施設位置

3.1.7 法令による指定及び規制等の状況

(1) 大気汚染

① 環境基本法等に基づく大気汚染に係る環境基準

「環境基本法」に基づく大気汚染に係る環境基準は表 3.1.7-1 に、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく大気環境中に係るダイオキシン類の環境基準は表 3.1.7-2 に示すとおりである。

表 3.1.7-1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	評価方法
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下であること。	<長期的評価> 年間における 1 日平均値のうち、低い方から 98% に相当するもの(以下「1 日平均値の年間 98% 値」という。)が 0.06ppm 以下の場合は環境基準が達成され、1 日平均値の年間 98% 値が 0.06ppm を超える場合は環境基準が達成されていないものと評価する。なお、年間における測定時間が 6,000 時間に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象とはしない。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	<短期的評価> 測定を行った日または時間について、測定結果を環境基準に照らして評価する。ただし、1 日平均値については、1 時間値の欠測が 1 日のうち 4 時間を超える場合には、評価の対象としないものとする。
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	<長期的評価> 年間における 1 日平均値について、高い方から 2% の範囲内にあるものを除外して評価する。ただし、1 日平均値につき環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合には、このような取扱は行わないこととして、その評価を行うものとする。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	<短期的評価> 測定を行った日または時間について、測定結果を環境基準に照らして評価する。ただし、1 日平均値については、1 時間値の欠測が 1 日のうち 4 時間を超える場合には、評価の対象としないものとする。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	<短期的評価> 測定を行った日または時間について、測定結果を環境基準に照らして評価する。ただし、1 日平均値については、1 時間値の欠測が 1 日のうち 4 時間を超える場合には、評価の対象としないものとする。
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。	<短期的評価> 長期的評価としての測定結果の年間 98% 値を日平均値の代表値として選択し、評価を行う。 <長期的評価> 測定結果の 1 年平均値について評価を行う。
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。	<長期的評価> 環境基準が 1 年平均値についての条件として定められていることから、告示によって定められた測定方法及び測定地点等により、同一地点において 1 年平均値と認められる値を環境基準と比較して評価を行う。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。	

表 3.1.7-2 大気環境中に係るダイオキシン類の環境基準

項目	基準値
ダイオキシン類	0.6pg-TEQ/m ³ 以下

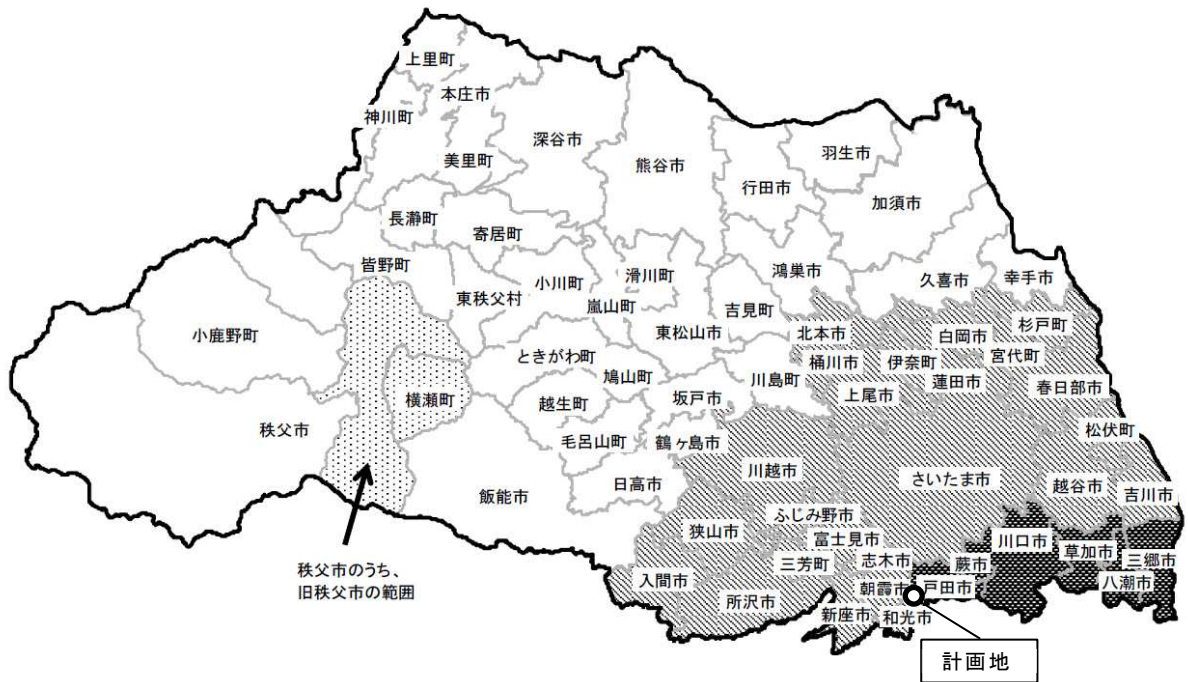
② 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

ア. 「大気汚染防止法」等に基づく排出基準及び指定地域

(ア) 硫黄酸化物

「大気汚染防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づくばい煙発生施設に係る硫黄酸化物の規制基準については、図 3.1.7-1 に示すとおりである。計画地は 26 号地域に該当する。

なお、「大気汚染防止法」に基づく総量規制及び燃料使用規制については埼玉県では 27 号地域のみが指定地域となっているため、計画地には適用されない。



K 値

根拠法令	大 気 汚 染 防 止 法			埼玉県生活環境保全条例
項 目 地 域	法第 3 条第 2 項 (地域区分)	法第 3 条第 2 項 (一般排出基準)	法第 3 条第 3 項 (特別排出基準)	条 例 第 5 0 条
				S49.4.1以降設置
	27号地域	3.5	2.34	9.0
	26号地域	9.0	—	14.5
	28号地域	14.5	—	17.5
	100号地域	17.5	—	

出典:「埼玉県の大气規制(固定発生源)ばい煙関係」(令和4年10月、埼玉県環境部大気環境課)

図 3.1.7-1 硫黄酸化物に係る K 値規制図

(イ) ばいじん

ばい煙発生施設のうち、本事業において設置の可能性が考えられるボイラー及びガスタービンについて、「大気汚染防止法」に基づくばいじんの排出基準は、表 3.1.7-3 に示すとおりである。

表 3.1.7-3 「大気汚染防止法」に基づくばいじんの排出基準(抜粋)

ばい煙発生施設の種類		規模 (最大排ガス量) (万 m ³ N/h)	標準酸素 濃度 (On%)	一般排出 基準 (g/m ³ N)	備考	
					一般排出基準 (g/m ³ N)	On の扱い
ボイラー	ガス専焼 ボイラー	4 以上	5	0.05	—	—
		4 未満		0.10	—	—
	液体専焼 及び液体・ ガス混焼 ボイラー	20 以上	4	0.05	既設は当分の間 0.07	—
		4～20		0.15	既設は当分の間 0.18	—
		1～4		0.25	—	—
		1 未満		0.30	—	当分の間 Os
ガスタービン		—	16	0.05	昭和 63 年 1 月 31 日までに設置され た施設及び非常 用施設は当分の 間適用を猶予する	

注) 1. 既設とは昭和 57 年 6 月 1 日以前に設置された施設をいう。

2. 標準酸素濃度が Os とは、標準酸素濃度補正を行わないことを意味する。

出典:「埼玉県の大气規制(固定発生源)ばい煙関係」(令和 4 年 10 月、埼玉県環境部大気環境課)

(ウ)窒素酸化物

ばい煙発生施設に係る基準は、「大気汚染防止」に基づく排出基準と、「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針」に基づく指導基準がある。ばい煙発生施設のうち、本事業において設置の可能性が考えられるボイラー及びガスタービンについて、窒素酸化物の排出基準及び指導基準は表 3.1.7-4 に示すとおりである。

また、有害物質のうち、カドミウム及びその化合物、塩素、塩化水素等についても、ばい煙発生施設の種類ごとに「大気汚染防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく排出基準が定められている。

表 3.1.7-4 窒素酸化物の排出基準及び指導基準

ばい煙施設の種類		規模 (最大排ガス量) (万 m ³ N/h)	標準酸素 濃度 (O _n %)	排出基準 ^{※3,4} (ppm)	指導基準 ^{※5} (ppm)
ボイラー	ガス専焼ボイラー	50 以上	5	60	-
		10～50		100	-
		4～10		100	-
		1～4		100	-
		1 未満		150	-
	排煙脱硫装置付 ^{※1} 液体燃焼ボイラー (液・ガス混焼も含む)	50 以上	4	130	120
		4～50		150	140
		1～4		150	140
		1 未満		180	160
	液体燃焼ボイラー ^{※2} (液・ガス混焼も含む)	50 以上	4	130	120
		4～50		150	140
		1～4		150	140
1 未満		180		160	
ガスタービン	ガス専焼	4.5 以上	16	70	10
		4.0～4.5			10
		4.0 未満			20
	液体燃焼	4.5 以上			10
		4.0～4.5			10
		4.0 未満			20

- 注) 1. 昭和 52 年 6 月 18 日以前に排煙脱硫装置をつけたもの(排ガス量が 1 万 m³N/h 未満のものについては、昭和 52 年 9 月 10 日以前)。
 2. 液体燃焼ボイラーのうち昭和 52 年 9 月 9 日までに設置された排ガス量が 5,000m³N/h 未満の過負荷燃焼型のもの適用が除外される。
 3. 排出基準は、熱源として電気を使用するばい煙発生施設には適用されない。
 4. 非常用施設については、当分の間、排出基準は適用されない。
 5. 指導基準について、ディーゼル機関、ガス機関、ガソリン機関は全ての施設、左記以外は最大排ガス量 5,000 m³N/時以上の施設に適用される。
 6. 基準値は、ボイラーについては昭和 52 年 9 月 10 日以降、ガスタービンについては排出基準は平成 3 年 2 月 1 日以降、指導基準は平成 8 年 4 月 1 日以降に設置したものを示す。

出典:「埼玉県の大气規制(固定発生源)ばい煙関係」(令和 4 年 10 月、埼玉県環境部大気環境課)

(工)揮発性有機化合物(VOC)

「大気汚染防止法」に基づく揮発性有機化合物(VOC)発生施設に係る排出基準は、表3.1.7-5に示すとおりである。

表 3.1.7-5 「大気汚染防止法」に基づく揮発性有機化合物(VOC)の排出基準

VOC排出施設		規模要件	排出基準
1	化学製品製造の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 3,000m ³ /時以上	600ppmC
2	塗装施設(吹付塗装に限る。)	排風機の排風能力が 100,000m ³ /時以上	自動車製造の用に供するもの 既設 : 700ppmC 新設 : 400ppmC
			その他の塗装施設 700ppmC
3	塗装の用に供する乾燥施設(吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。)	送風機の送風能力が 10,000m ³ 以上	木材・木製品(家具を含む)の 製造の用に供するもの 1,000ppmC
			その他のもの 600ppmC
4	印刷回路用銅張積層板、合成樹脂ラミネート容器包装、粘着テープ・粘着シート又は剥離紙の製造における接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 5,000m ³ /時以上	1,400ppmC
5	接着の用に供する乾燥施設(木材・木製品の製造の用に供する施設及び4の項に掲げる施設を除く。)	送風機の送風能力が 15,000m ³ /時以上	1,400ppmC
6	オフセット輪転印刷の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 7,000m ³ /時以上	400ppmC
7	グラビア印刷の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 27,000m ³ /時以上	700ppmC
8	工業製品の洗浄施設(洗浄の用に供する乾燥施設を含む。)	洗浄剤が空気に接する面の面積が5m ² 以上	400ppmC
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8℃において蒸気圧が20キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク(密閉式及び浮屋根式(内部浮屋根式を含む。))のものを除く。)	容量が1,000kL以上	新設 全て: 60,000ppmC
			既設 2,000kL以上: 60,000ppmC 2,000kL未満: 当分の間猶予

- 注) 1. 「送風機の送風能力」が規模の指標となっている施設において、送風機がない場合は、排風機の排風能力を規模の指標とする。また、複数ある場合には、その能力を合算する。
 2. 「送風機」は、施設内循環のみを目的に設置される場合、規制対象に含まれないものとする。
 3. 「乾燥施設」には、「焼付施設」も含まれる。
 4. 「乾燥施設」は、VOCを蒸発させるもの、「洗浄施設」は、VOCを洗浄剤として用いるものとする。
 5. 既設とは、平成18年4月1日において現に設置されている施設である(設置の工事が着手されているものを含む)。
 6. ppmCとは、排出濃度を示す単位で、炭素換算の容積比百万分率を示す。

出典:「埼玉県の大气規制 揮発性有機化合物(VOC)・炭化水素類関係」
(平成30年8月、埼玉県環境部大気環境課)

(オ)炭化水素

「埼玉県生活環境保全条例」に基づく炭化水素類の発生施設に係る規制基準及び規模要件は、表 3.1.7-6 及び表 3.1.7-7 に示すとおりである。

表 3.1.7-6 「埼玉県生活環境保全条例」に基づく炭化水素類の規制基準

施設の種類		規制基準
1	貯蔵用屋外タンク	1 タンクの色を白色、銀白色等の淡彩色とし、浮屋根式タンク、内部浮屋根式タンク又はこれらと同等以上の炭化水素類の排出を抑制する効果を有する構造とし、適正に管理すること 2 処理設備を設置し、適正に稼働させること
2	給油用地下タンク	1 タンク自動車のタンクへの蒸気返還設備を設置し、適正に稼働させること 2 処理設備を設置し、適正に稼働させること
3	出荷用ローディングアーム	1 出荷用の固定された貯蔵タンクへの蒸気返還設備を設置し、適正に稼働させること 2 処理設備を設置し、適正に稼働させること
4	ドライクリーニング用乾燥機	処理設備(内蔵されるものを含む。)を設置し、適正に稼働させること
5	製造設備	1 密閉できる構造とし、適正に管理すること 2 処理設備を設置し、適正に稼働させること
6	使用施設	1 専ら製品の塗装、グラビア印刷、金属印刷若しくは軟包装印刷またはプラスチックを用いるラミネート製品の製造を業としている使用施設 ・規制基準:イ、ロ又はハ(いずれかを選択することができる) 2 1を除く使用施設 ・規制基準:イ又はロ(いずれかを選択することができる) 【規制基準】 イ 使用施設を設置する工場または事業場における A の値が 30%以下であること $A = \frac{\text{原材料に含まれる揮発性物質の大気中への年間排出量(kg)}}{\text{原材料の年間使用料(kg)}} \times 100$ ロ 使用施設を設置する工場又は事業場における B の値が 50%以下であること $B = \frac{\text{原材料に含まれる揮発性物質の大気中への年間排出量(kg)}}{\text{原材料に含まれる揮発性物質の年間使用料(kg)}} \times 100$ ハ 処理設備を設置し、適正に稼働させること

注) 施設の種類ごとに定められた規制基準のいずれかに該当すること。

出典:「埼玉県の大気規制 揮発性有機化合物(VOC)・炭化水素類関係」(平成 30 年 8 月、埼玉県環境部大気環境課)

表 3.1.7-7 指定炭化水素類発生施設

施設の種類		規制対象規模
1	貯蔵用屋外タンク	炭化水素類を貯蔵するため屋外に固定されたタンク(一タンクの貯蔵容量が500kL以上のもの)
2	給油用地下タンク	燃料として給油する炭化水素類を貯蔵するため地下に設置されたタンク(一事業所における当該タンクの貯蔵容量の合計が27kL以上となる事業所に設置されているもの)
3	出荷用ローディングアーム	出荷する炭化水素類を貯蔵するための固定されたタンクに設置されているもの(一事業所におけるタンクの貯蔵容量の合計が1,000kL以上となる事業所に設置されているもの)
4	ドライクリーニング用乾燥機	ドライクリーニング溶剤として炭化水素類等を使用するすべての洗濯機の洗濯定格能力の合計が23kg以上となる事業所に設置されているもの
5	製造設備	炭化水素類等の製品(食料品を除く。)を製造する設備のうち、ろ過、混合、攪拌または加熱をする設備で、その設備の定格容量が180L以上であること
6	使用施設	<p>物(食料品を除く。)の製造において炭化水素類等(燃料として使用するものを除く。)を使用する規則で定める施設^{注1}</p> <p>(炭化水素類等の最大の使用量の合計が一日当たり500kg以上、又は当該炭化水素類等に含まれる揮発性物質の最大の使用量の合計が一月当たり5,000kg以上である事業所に設置されている施設が対象)</p> <p>※規則で定める施設(規則第30条第2項、規則別表第3)</p> <p>①塗装の用に供する施設(塗装、乾燥又は焼付け施設)</p> <p>②印刷の用に供する施設(印刷、乾燥又は焼付け施設)</p> <p>③接着の用に供する施設(接着又は乾燥施設)</p> <p>④その他の施設(洗浄、乾燥、焼付け、分離、混合、吸収、精製、晶出、蒸発、蒸留、抽出、濃縮、合成、分解、重合、反応を行うもの)</p>

注)「指定炭化水素類発生施設」は、高圧ガス保安法の適用を受ける施設を除く。

出典:「埼玉県の大気規制 揮発性有機化合物(VOC)・炭化水素類関係」(平成30年8月、埼玉県環境部大気環境課)

(2) 水 質

① 環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」に基づく水質汚濁に係る環境基準のうち、「人の健康の保護に関する環境基準」は表 3.1.7-9 に、河川及び湖沼に係る「生活環境の保全に関する環境基準」は表 3.1.7-10(1)～(6)に、地下水の水質汚濁に係る環境基準は表 3.1.7-11 に、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく水質に係るダイオキシン類の環境基準は表 3.1.7-12 に示すとおりである。

表 3.1.7-9 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	環 境 基 準
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、環境庁告示により定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 または 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

表 3.1.7-10(1) 生活環境の保全に関する環境基準(河川)

項目 類型	利用目的の適応性	環境基準				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/100mL以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/100mL以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU/100mL以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上	—

備考

1. 基準値は、日間平均値とする。
2. 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。

注) 1. 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全

2. 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- 水道2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- 水道3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産1級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
- 水産2級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
- 水産3級 : コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- 工業用水2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- 工業用水3級 : 特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

表 3.1.7-10(2) 生活環境の保全に関する環境基準(河川)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

備考

基準値は、年間平均値とする。

表 3.1.7-10(3) 水質汚濁に係る環境基準(生活環境の保全に関する環境基準;湖沼)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級・水産1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL以下
A	水道2、3級・水産2級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL以下
B	水産3級・工業用水1級 農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2mg/L 以上	—
備考 1. 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。						

- 注) 1. 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全
 2. 水道1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2、3級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3. 水産1級: ヒメマス等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級: サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 水産3級: コイ、フナ等富栄養湖型の水産生物用
 4. 工業用水1級: 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級: 薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 5. 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

表 3.1.7-10(4) 水質汚濁に係る環境基準(生活環境の保全に関する環境基準;湖沼)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
II	水道1、2、3級(特殊なものを除く。) 水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下
III	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
V	水産3種、工業用水、 農業用水、環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下
備考 1. 基準値は、年間平均値とする。 2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3. 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。			

- 注) 1. 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全
 2. 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級 : 前処理等を伴う高度の浄化操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)
 3. 水産1種 : サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 水産2種 : ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 水産3種 : コイ、フナ等の水産生物用
 4. 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

表 3.1.7-10(5) 生活環境の保全に関する環境基準(湖沼)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考 基準値は、年間平均値とする。				

表 3.1.7-10(6) 生活環境の保全に関する環境基準(湖沼)

水系・水域	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上
備考 基準値は、年間平均値とする。		

表 3.1.7-11 地下水の環境基準

項目	環境基準
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	
<p>1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。</p> <p>2. 「検出されないこと」とは、環境庁告示により定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 または 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p> <p>4. 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 または 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 または 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>	

表 3.1.7-12 水質に係るダイオキシン類の環境基準

項目	基準値(年間平均値)
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L 以下

注) 水底の底質を除く。

② 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

ア. 水質汚濁防止法等に基づく排水基準及び指定水域または指定地域

水質汚濁に関しては、「水質汚濁防止法」に加え、埼玉県における「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づき、排水基準を定める条例(上乘せ条例)」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく排水規制等が設定されている。

「埼玉県生活環境保全条例」では、指定排水施設及び指定作業等に係る規制基準が設定されており、公共用水域に排出される水について規制基準が適用されている。

なお、本事業において発生する排水については、公共下水道に放流する計画であるため、上記の排水基準の適用を受けないが、表 3.1.7-13 に示すとおり、「下水道法」に基づく特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準の適用を受ける。

表 3.1.7-13 「下水道法」に基づく特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準

項目	排出基準	項目	排出基準
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L 以下	ベンゼン	0.1mg/L 以下
シアン化合物	1mg/L 以下	セレン及びその化合物	0.1mg/L 以下
有機燐化合物	1mg/L 以下	ほう素及びその化合物	10mg/L 以下
鉛及びその化合物	0.1mg/L 以下		230mg/L 以下
六価クロム化合物	0.5mg/L 以下	ふっ素及びその化合物	8mg/L 以下
砒素及びその化合物	0.1mg/L 以下		15mg/L 以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.5mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	フェノール類	5mg/L 以下
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L 以下	銅及びその化合物	3mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.1mg/L 以下	亜鉛及びその化合物	2mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下	鉄及びその化合物(溶解性)	10mg/L 以下
ジクロロメタン	0.2mg/L 以下	マンガン及びその化合物(溶解性)	10mg/L 以下
四塩化炭素	0.02mg/L 以下	クロム及びその化合物	2mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L 以下	ダイオキシン類	10pg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L 以下	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380mg/L 未満
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L 以下	水素イオン濃度(pH)	5 を超え 9 未満
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L 以下	生物化学的酸素要求量(BOD)	600mg/L 未満
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L 以下	浮遊物質(SS)	600mg/L 未満
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L 以下	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5mg/L 以下
チウラム	0.06mg/L 以下	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	30mg/L 以下
シマジン	0.03mg/L 以下	窒素含有量	240mg/L 以下
チオベンカルブ	0.2mg/L 以下	燐含有量	32mg/L 未満
		沃素消費量	220mg/L 未満

注) ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物の上段の数値については、河川その他の公共の水域を放流先とする公共下水道もしくは流域下水道または当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合の基準を、下段の数値については、海域を放流先とする公共下水道もしくは流域下水道または当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合の基準を示す。

(3) 騒音

① 環境基本法に基づく騒音に係る環境基準

和光市における「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準の地域の区分及び基準は、表 3.1.7-14 に示すとおりである。

計画地は、市街化調整区域に位置しており、一般地域の B 類型の基準の適用を受ける。将来は、工業専用地域、工業地域、準工業地域、第一種中高層住居専用地域及び第一種住居地域となる予定であるため、A 類型、B 類型、C 類型のいずれかの基準が適用される。

表 3.1.7-14 騒音に係る環境基準

単位：dB

地域の類型／地域の区分		時間の区分		
		昼間 (午前 6 時～ 午後 10 時)	夜間 (午後 10 時～ 午前 6 時)	
一般地域	A	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 田園住居地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	55	45
	B	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	55	45
	C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60	50
道路に面する地域		A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60	55
		B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65	60
幹線交通を担う道路に近接する空間(特例)*			70	65

※個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下)によることができる。

- 注) 1. 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
2. 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る)等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。
- ・2車線以下の車線を有する道路 15メートル
 - ・2車線を超える車線を有する道路 20メートル

② 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

ア. 騒音規制法に基づく特定建設作業の規制基準

和光市における「騒音規制法」に基づく特定建設作業騒音に係る規制基準の区域の区分及び基準は、表 3.1.7-15 に示すとおりである。

計画地は、現在、市街化調整区域に位置しており、1号区域の基準が適用される。将来は、用途地域が変更され、工業専用地域、工業地域、準工業地域、第一種中高層住居専用地域及び第一種住居地域となる予定であるため、1号区域及び2号区域のいずれかの基準が適用される(工業専用地域については、工業専用地域のうち、工業専用地域を除く都市計画区域との境界線から内部への水平距離が100mまでの区域)。

表 3.1.7-15 「騒音規制法」に基づく特定建設作業騒音に係る規制基準

単位: dB

基準種別		特定建設作業	敷地境界における基準	作業時刻に関する基準	作業時間*に関する基準	作業期間に関する基準	作業日に関する基準				
区域の区分											
1号区域	第1種・第2種低層住居専用地域 田園住居地域 第1種・第2種中高層住居専用地域 第1種・第2種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 用途地域の指定のない区域 都市計画区域の指定のない区域	1 くい打機・くい抜機等を使用する作業 2 びょう打機を使用する作業 3 さく岩機を使用する作業 4 空気圧縮機を使用する作業 5 コンクリートプラント等を設けて行う作業 6 バックホウを使用する作業 7 トラクターショベルを使用する作業 8 ブルドーザーを使用する作業	85	午前7時から午後7時の時間内であること	1日10時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜・休日でないこと				
	上記以外の区域で、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型こども園の周囲おおむね80m以内の区域										
2号区域	工業地域 工業専用地域のうち、工業専用地域を除く都市計画区域との境界線から内部への水平距離が100mまでの区域							午前6時から午後10時の時間内であること	1日14時間を超えないこと		

- 注) 1. 基準を上回る騒音を発生している場合に改善勧告または命令を行うに当たり、騒音防止対策のほか、1日当たりの作業時間を※欄に掲げる時間から4時間までの範囲で短縮することができる。
2. 作業時間に関する基準は、開始した日に終わる建設作業については適用しない。また、災害その他の非常事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合なども適用しない。

イ. 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

和光市における「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度の区域の区分及び要請限度は、表 3.1.7-16 に示すとおりである。

表 3.1.7-16 「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度

単位：dB

区域の区分		時間の区分	
		昼間 (午前 6 時～ 午後 10 時)	夜間 (午後 10 時～ 午前 6 時)
1	a区域及びb区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 (75)	55 (70)
2	a区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 (75)	65 (70)
3	b区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 (75)	70 (70)

注) 1. ()内の数値は幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度である。

2. a区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域

b区域：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域

c区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

ウ. 騒音規制法等に基づく特定工場等に係る騒音の規制基準

和光市における「騒音規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく特定工場等に係る規制基準の区域の区分及び基準は、表 3.1.7-17 に示すとおりである。なお、和光市では、「埼玉県生活環境保全条例」に関しては「和光市騒音及び振動の規制基準等を定める規則」により必要事項を定めている。

計画地は、現在、市街化調整区域に位置しており、第 2 種区域の基準が適用される。将来は、用途地域が変更され、工業専用地域、工業地域、準工業地域、第一種中高層住居専用地域及び第一種住居地域となる予定であるため、第 1 種～第 4 種区域のいずれかの基準が適用される。

表 3.1.7-17 「騒音規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく特定工場等に係る騒音の規制基準

単位：dB

区域の区分	時間区分		
	昼間 (午前 8 時～午後 7 時)	朝・夕 (午前 6 時～午前 8 時) (午後 7 時～午後 10 時)	夜間 (午後 10 時～午前 6 時)
第 1 種区域	50	45	45
第 2 種区域	55	50	45
第 3 種区域	65	60	50
第 4 種区域	70	65	60

注) 1. 第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域の区分は、次のとおりである。

第 1 種区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、田園住居地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域

第 2 種区域：第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域

第 3 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域

第 4 種区域：工業地域、工業専用地域のうち、工業専用地域を除く都市計画区域との境界線から内部への水平距離が 100m までの区域

2. 第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域のうち、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50メートルの区域内における規制基準は、表に掲げる数値から 5dB 減じた値である。

(4) 振 動

① 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

ア. 振動規制法に基づく特定建設作業の規制基準

和光市における「振動規制法」に基づく特定建設作業振動に係る規制基準の区域の区分及び基準は、表 3.1.7-18 に示すとおりである。

計画地は、現在、市街化調整区域に位置しており、1 号区域の基準が適用される。将来は、用途地域が変更され、工業専用地域、工業地域、準工業地域、第一種中高層住居専用地域及び第一種住居地域となる予定であるため、1 号区域及び 2 号区域のいずれかの基準が適用される(工業専用地域は除く)。

表 3.1.7-18 「振動規制法」に基づく特定建設作業振動に係る規制基準

単位: dB

基準種別		特定建設作業	敷地境界における基準	作業時刻に関する基準	作業時間※に関する基準	作業期間に関する基準	作業日に関する基準
区域の区分							
1 号区域	第1種・第2種低層住居専用地域 田園住居地域 第1種・第2種中高層住居専用地域 第1種・第2種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域	1 くい打機・くい抜機等を使用する作業 2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 3 舗装版破砕機を使用する作業 4 ブレーカーを使用する作業	75	午前 7 時から午後 7 時の時間内であること	1 日 10 時間を越えないこと	連続 6 日を超えないこと	日曜・休日でないこと
	2 号区域						

- 注) 1. 基準を上回る振動を発生している場合に改善勧告または命令を行うに当たり、振動防止対策のほかに、1日当たりの作業時間を※欄に掲げる時間から4時間までの範囲で短縮することができる。
2. 作業時間に関する基準は、災害その他の非常事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合などは適用しない。

イ. 振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度

和光市における「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度は、表 3.1.7-19 に示すとおりである。

表 3.1.7-19 「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度

単位：dB

区域の区分		時間の区分	
		昼間 (午前 8 時～午後 7 時)	夜間 (午後 7 時～午前 8 時)
第 1 種区域	第1種・第2種低層住居専用地域	65	60
	第1種・第2種中高層住居専用地域		
	第1種・第2種住居地域		
	準住居地域		
	田園住居地域		
用途地域の指定のない地域			
第 2 種区域	近隣商業地域	70	65
	商業地域		
	準工業地域		
	工業地域		

ウ. 振動規制法及び埼玉県生活環境保全条例に基づく特定工場等に係る振動の規制基準

和光市における「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく特定工場等に係る規制基準の区域の区分及び基準は、表 3.1.7-20 に示すとおりである。なお、和光市では、「埼玉県生活環境保全条例」に関しては「和光市騒音及び振動の規制基準等を定める規則」により必要事項を定めている。

計画地は、市街化調整区域に位置しており、第 1 種区域の基準が適用される。将来は用途地域が変更され、工業専用地域、工業地域、準工業地域、第一種中高層住居専用地域及び第一種住居地域となる予定であるため、第 1 種又は第 2 種区域の基準が適用される。

表 3.1.7-20 「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく
特定工場等に係る振動の規制基準

単位：dB

区域区分		時間区分	
		昼間 (午前 8 時～午後 7 時)	夜間 (午後 7 時～午前 8 時)
第 1 種区域	第1種・第2種低層住居専用地域	60	55
	田園住居地域		
	第1種・第2種中高層住居専用地域		
	第1種・第2種住居地域		
	準住居地域		
用途地域の指定のない地域			
第 2 種区域	近隣商業地域	65	60
	商業地域		
	準工業地域		
	工業地域		

注) 1. 表の値は工場・事業場の敷地境界における基準値である。

2. 学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50メートルの区域内における規制基準は、表に掲げる数値から 5dB 減じた値である。

(5) 土壌汚染

① 環境基本法に基づく土壌汚染に係る環境基準

「環境基本法」に基づく土壌汚染に係る環境基準は表 3.1.7-21 に、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく土壌汚染に係るダイオキシン類の環境基準は表 3.1.7-22 に示すとおりである。

表 3.1.7-21 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1kg について 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

表 3.1.7-22 土壌に係るダイオキシン類の環境基準

項目	基準値
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g 以下

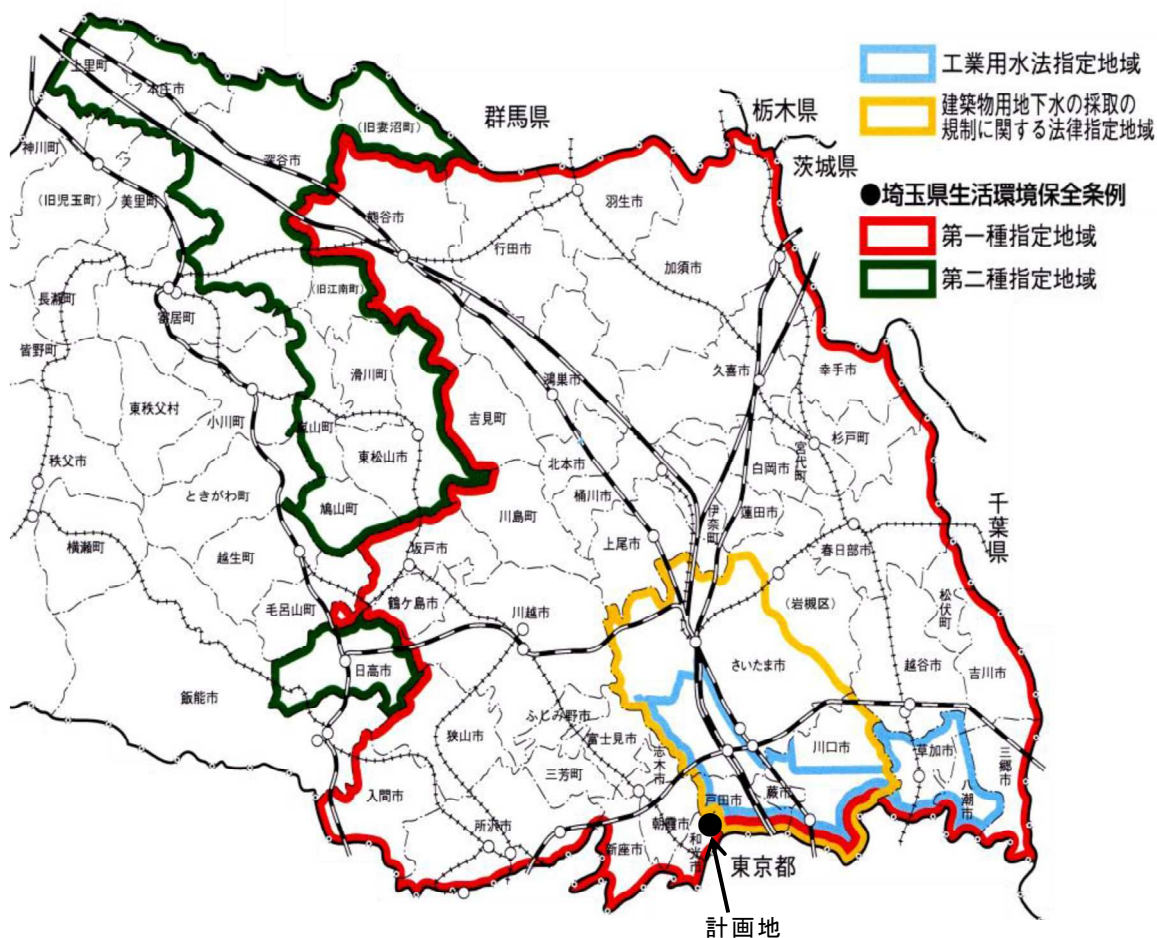
(6) 地盤沈下

① 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

和光市は、「工業用水法」及び「建築物用地下水採取の規制に関する法律」の規制地域には指定されていない。

「埼玉県生活環境保全条例」では、地下水の採取により地盤の沈下が生じている地域を第一種指定地域、地盤及び地下水の状況から地盤の沈下が生ずるおそれがあると認められる地域を第二種指定地域として、地下水の採取を規制する地域として指定している。計画地周辺の指定状況は図 3.1.7-3 に示すとおりであり、計画地は第一種指定地域に指定されている。

地下水採取規制地域図



出典:「地下水採取規制について」(埼玉県ホームページ)

図 3.1.7-3 地下水採取規制地域図

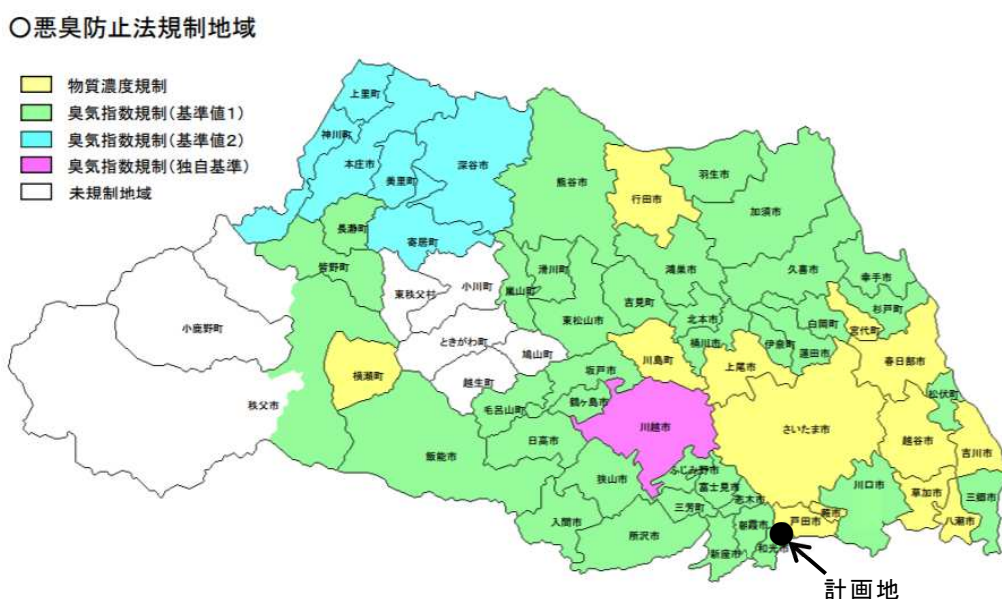
(7) 悪臭

① 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

埼玉県では地域ごとに、法律によって「特定悪臭物質濃度規制」または「臭気指数規制」を、条例によって「臭気濃度規制」を行っている。「悪臭防止法」に基づく規制地域を図 3.1.7-4 に示す。

関係市のうち、和光市、朝霞市は臭気指数規制、さいたま市、戸田市は物質濃度規制の指定地域となっている。

和光市における「悪臭防止法」に基づく規制基準は、表 3.1.7-23 に示すとおりである。計画地は、現在、市街化調整区域に位置しており、A区域の規制基準が適用される。将来は、用途地域が変更され、工業専用地域、工業地域、準工業地域、第一種中高層住居専用地域及び第一種住居地域となる予定であるため、A区域又はC区域の規制基準が適用される。



出典:「悪臭の規制について」(埼玉県ホームページ)

図 3.1.7-4 悪臭防止法規制地域

表 3.1.7-23 「悪臭防止法」に基づく規制基準

	敷地境界(1号基準)			排出口 (2号基準) (Nm ³ /h)	排出水 (3号基準) (mg/L)
	A区域 (B、C区域を 除く区域)	B区域 (農業振興地域)	C区域 (工業地域・ 工業専用地域)		
臭気指数	15	18	18	注1	注2

注) 1. 悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出した値(工場・事業場の測定状況ごとに、指定された拡散式を用いて算定した値)
 2. 悪臭防止法施行規則第6条の3に定める方法により算出した値(敷地境界の規制基準に16を加算した値)

(8) 景 観

計画地及び周辺地域が位置する関係市区は、景観法に基づく景観行政団体であり、それぞれ良好な景観の形成を推進すること等を目的とした景観条例が制定されており、和光市では「和光市景観条例」が制定されている。

なお、計画地は、「和光市景観計画」及び「和光市景観条例」に基づく和光市全域を対象とした景観計画区域に指定されており、建築物の新築等には景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針に沿った景観形成基準が設定されている。

(9) 廃棄物

廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、また埼玉県では「埼玉県生活環境保全条例」において、発生抑制、適正処分等に関する事業者の責務が定められている。また、和光市では「和光市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」において、廃棄物の減量及び適正処分に関する事業者の責務が定められている。

埼玉県では、令和 3 年 4 月に「第 9 次埼玉県廃棄物処理基本計画」を策定している。この計画は、令和 3 年度～令和 7 年度の 5 年を計画期間とし、「持続可能で環境にやさしい循環型社会」の実現を目指し、具体的には令和 7 年度の目標値を設定、「3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進」、「廃棄物の適正処理の推進」、「災害発生時等のレジリエンスの強化」、「持続可能な廃棄物処理の推進」を達成するための 4 つの柱として施策を展開することとしている。

なお、和光市では、平成 25 年 3 月に平成 25～34 年度を計画期間とする「第五次和光市一般廃棄物処理基本計画」を策定しており、事業系ごみについても具体的な減量目標を掲げている。

(10) 地球温暖化

地球温暖化については、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成 10 年、法律第 117 号)において、特定排出者(温室効果ガスを相当程度多く排出する者)に、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することが義務付けられている。また、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」(平成 20 年 5 月改正、法律第 47 号)においては、エネルギー使用量(原油換算値)が 1,500kL/年以上の事業者の目標である「中長期的にみて年平均 1%以上のエネルギー消費原単位の低減」に加え、具体的な指針として「工場等における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針」が制定されており、一定規模以上の輸送能力を有する輸送事業者及び荷主に対しても、省エネルギー計画の策定、エネルギー使用量の報告の義務付けに加え、電気の需要の平準化に資する措置に関する指針が制定されている。

埼玉県では、地球温暖化対策に関し必要な事項を定め、県、事業者、県民、環境保全活動団体等が協働して地球温暖化対策を推進することにより低炭素社会を実現し、より良好な環境を将来の世代に引き継ぐことを目的とした「埼玉県地球温暖化対策推進条例」(平成 21 年 3 月)を制定している。

また、令和 2 年 3 月には「埼玉県地球温暖化対策実行計画(第 2 期)」を策定し、2030 年度における埼玉県の温室効果ガス削減目標(2013 年度比 26%削減)を示すとともに、将来像として「脱炭素社会」及び「気候変動に適応した持続可能な社会」の実現を目指すこととしている。

(11) 自然関係法令等

計画地及び周辺地域における自然環境保全に係る法令等による指定の状況は、表 3.1.7-24(1)～(2)に示すとおりである。

計画地は「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく特定猟具使用禁止区域(銃)、「埼玉県生活環境保全条例」に基づく地下水採取規制地域などに指定されている。

表 3.1.7-24(1) 計画地及び周辺地域の自然関係法令等に基づく指定等の状況

指定地域		指定等の有無		関係法令等		
		計画地	調査対象地域			
自然保護 関連	自然公園	国立公園	×	×	自然公園法	
		国定公園	×	×		
		県立自然公園	×	×		埼玉県立自然公園条例
		都立自然公園	—	×		東京都自然公園条例
	自然環境 保全地域	原生自然環境保全地域	×	×	自然環境保全法	
		自然環境保全地域	×	×		
		県自然環境保全地域	×	×		埼玉県自然環境保全条例
		都自然環境保全地域	—	×		東京における自然の保護と回復に関する条例
	自然遺産	×	×	世界遺産条約		
	緑地	近郊緑地保全区域	×	○	首都圏近郊緑地保全法	
		特別緑地保全地区	×	○	都市緑地法	
		ふるさと緑の景観地	×	×	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例	
	動植物 保護	生息地等保護区	×	×	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	
		国指定鳥獣保護区	×	×		
		県指定鳥獣保護区	×	○		
特別保護地区		×	×			
特定猟具使用禁止区域(銃)		○	○			
指定猟法禁止区域		×	×			
登録簿に掲げられる湿地の区域	×	×	ラムサール条約			
国土 防災 関連	急傾斜地崩壊危険区域	×	×	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律		
	地すべり防止区域	×	×	地すべり等防止法		
	砂防指定地	×	×	砂防法		
	保安林	×	×	森林法		
	河川区域	×	○	河川法		
	河川保全区域	×	○			
	土砂災害警戒区域	○	○	土砂災害防止法		
	地下水採取規制地域	×	×	工業用水法		
		×	×	建築物用地下水の採取の規制に関する法律		
		○	○	埼玉県生活環境保全条例		
—		○	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例			
土地 利用 関連	市街化調整区域	○	○	都市計画法		
	農用地区域	×	×	農業振興地域の整備に関する法律		
	地域森林計画対象民有林	×	○	森林法		

注) 調査対象地域: 計画地周辺 3km の範囲

表 3.1.7-24(2) 計画地及び周辺地域の自然関係法令等に基づく指定等の状況

指定地域		指定等の有無		関係法令等
		計画地	調査対象地域	
文化財保護	史跡・名勝・天然記念物 (国・県・都・市・区指定)	×	○	文化財保護法
		×	○	埼玉県文化財保護条例
		×	○	和光市文化財保護条例
		—	○	朝霞市文化財保護条例
		—	×	さいたま市文化財保護条例
		—	○	戸田市文化財保護条例
		—	○	東京都文化財保護条例
		—	○	東京都板橋区文化財保護条例
		—	×	練馬区文化財保護条例
景観保全	風致地区	×	○	都市計画法
	景観計画区域	○	○	和光市景観条例
		—	○	朝霞市景観条例
		—	○	さいたま市景観条例
		—	○	戸田市都市景観条例
		—	○	東京都板橋区景観条例
		—	○	練馬区景観条例

注) 調査対象地域：計画地周辺 3km の範囲